稲城市·狛江市·府中市·国立市地域 循環型社会形成推進地域計画

稲城市泊江市府中市国立市多摩川衛生組合

令和2年11月12日 令和5年 1月 6日(変更)

〈目次〉

1	地	域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・1
		対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	循	環型社会形成推進のための現状と目標・・・・・・・・・・・5
	(2)	一般廃棄物等の処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	施	策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
	(1) (2) (3) (4) (5)	発生抑制、再使用の推進 9 処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	計	画のフォローアップと事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・・32
	(1) (2)	計画のフォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(添1	付書類一覧) 添付資料 1 対象地域図 添付資料 2 目標の設定に関するグラフ 添付資料 3 分別区分説明資料 添付資料 4 現有施設の概要 様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
		添付資料 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
		添付資料6 地域内の施設の現況と予定(位置図)
		様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2
		その他参考資料 参考資料様式2 施設概要(エネルギー回収施設系) 参考資料様式8 計画支援概要 参考資料 稲城市ハザードマップ(風水害・土砂災害用) 参考資料 狛江市ハザードマップ(多摩川氾濫) 参考資料 狩中市ハザードマップ(多摩川氾濫) 参考資料 原中市ハザードマップ(多摩川氾濫)

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 稲城市、狛江市、府中市及び国立市

面 積 61.94㎞

人 口 511,584人(令和元年10月1日現在)

(内訳)

市町村名	稲城市	狛江市	府中市	国立市
面積(km²)	17. 97	6. 39	29. 43	8. 15
人口 (人)	91, 339	83, 219	260, 757	76, 269

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とします。なお、事業の進捗状況や目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

(3) 基本的な方向

稲城市・狛江市・府中市・国立市(以下「構成市」という。)のごみ処理施設の 状況としては、構成市で組織する多摩川衛生組合(以下「組合」という。)の施設 である多摩川衛生組合清掃工場(以下「クリーンセンター多摩川」という。)の焼 却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設において処理を行っています。

なお、府中市及び国立市の両市については、不燃・粗大ごみ処理施設をそれぞれの市で保有し、処理しています。

クリーンセンター多摩川では、平成10年4月の稼働から焼却残さのうち、焼却 主灰を溶融処理し、溶融スラグを生成することで最終処分場の延命化を図り、構 成市における公共事業や民間事業の十木建築資材として有効利用してきました。

平成 28 年 7 月には、多摩地域 25 市 1 町で構成する東京たま広域資源循環組合 (以下「循環組合」という。)のエコセメント化施設でセメントの原料として有効 利用していた飛灰(飛灰固化物含む)と同様に、焼却主灰についてもエコセメン ト化処理に変更したことにより、灰溶融処理施設を休止しています。

クリーンセンター多摩川の焼却施設は、稼働23年目を迎え老朽化が進んでいることから、二酸化炭素排出抑制対策を含む基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図ることで継続的、安定的な処理体制の構築を進めていきます。

ア 稲城市

稲城市は、東京都の南多摩地区の東端に位置し、東南部より西部にかけて神 奈川県川崎市、北は多摩川を隔て府中市及び調布市、西部は多摩市に隣接して おり、東京都全域の 0.8%の面積を占めています。

本市は、これまでのダストボックスによる拠点収集から戸別収集に切り替え、 平成16年10月よりごみ袋の有料化を実施しています。 また、食品ロス削減の啓発を目的としてフードドライブの実施、家庭用生ごみ処理容器の購入助成、ごみの品目を検索して分別区分や出し方を参照することができる「ごみ・チェッカー」の運用を開始するなど、各種ごみ減量に努めるとともに、使用済み小型家電の回収、資源集団回収補助金制度など、ごみの分別・再資源化促進に努めた結果、令和元年度には1人1日あたりの総ごみ量(集団回収量を除く)が661.1gとなっており、ごみ袋の有料化前(平成15年度)と比べ、約23%の削減となっています。

更にクリーンセンター多摩川で発生した焼却残さは、全量をエコセメント化することで、平成18年7月より、ゼロエミッションを達成しています。また、令和元年度の総資源化率は30.9%であり、全国の自治体と比べて高い資源化率となっています。

一般廃棄物発生量については年々減少傾向にありますが、令和2年度以降、市内7地域で行われている土地区画整理事業の進捗に伴う人口増加が見込まれ、ごみ量の増加が懸念されています。今後は、稲城市一般廃棄物処理基本計画に基づき、稲城市廃棄物減量等推進審議会の意見を踏まえて、廃棄物のより一層の発生抑制及び再生利用の推進を図るとともに、SDGsの理念に基づく持続的な発展を目指す循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図っていきます。

イ 狛江市

狛江市は、東京都の多摩地域南東部に位置し、東京都全体の約 0.3%の面積を占める、全国で2番目に小さい市です。

本市の令和元年度の総ごみ量(集団回収量を除く)は、1人1日あたり638.4gとなっており、ごみ袋の有料化前(平成16年度)と比べ、245g(約28%)の削減となっています。また、令和元年度の総資源化率は36.5%であり、全国の自治体と比べて高い資源化率となっています。

今後もより一層の廃棄物の発生抑制及び再生利用の推進のため、ごみ分別の 啓発に努めていきます。事業系一般廃棄物についても分別指導等の徹底による 資源化を進めていきます。また、二酸化炭素排出抑制対策として庁用車に電気 自動車を5台導入しており、今後も台数増による環境負荷の低減を推進します。

ウ 府中市

府中市は、東京都のほぼ中央、新宿副都心から西方約22kmの距離に位置し、 面積は29.43km。多摩地域では7番目の大きさの市です。

大規模な工場が立地しているほか、都心への通勤にも便利なことから、宅地の割合が 56.2% と高い地域となっています。

本市では、平成22年2月に「ごみ改革」としてダストボックスの廃止、ごみ袋の有料化、戸別収集の開始を行いました。このごみ改革により、平成22年度の総ごみ量(集団回収量を除く)が前年度と比較して9,448 t (約14%)削減され、大きな成果をあげました。また、令和元年度の総資源化率が39.3%となっており、多摩地域平均36.9%を上回っています。

今後は、府中市一般廃棄物処理基本計画に基づき、できる限り環境に負荷をかけず資源物を循環させる「循環型社会」の実現に向けた目標のもと、「循環型都市・府中」を目指して市民・事業者と協働しながら、廃棄物のより一層の発生抑

制及び再生利用の推進と施策の展開を図ります。また、老朽化が進んでいる府中市リサイクルプラザ(中間処理施設)の更新を検討していきます。

エ 国立市

国立市は、東京都の中央部に位置し、宅地が面積の約6割を占め(北部は住宅地で文教地区、南部は田園地帯)、第三次産業の従業員数が全体の9割以上を占めています。

家庭系ごみについては、平成 29 年 9 月にごみ袋の有料化を開始しました。これにより、1 人 1 日あたりの総ごみ量(集団回収量を除く)は、平成 28 年度の 769.6 g から令和元年度の 704.1 g (\triangle 8.5%) に削減され、総資源化率は 36.4% となっており、全国的にみても高水準となっています。なお、最終処分場への 埋立量は、平成 22 年度に「ゼロ」を達成しています。

今後の課題として、ごみ袋の有料化後において更なる排出抑制を図るため、5R (Reduce、Reuse、Repair、Return、Recycle)の理念に基づく普及啓発を強化していきます。特に、EPR (拡大生産者責任)推進のための実践として店頭回収を拡大することや可燃ごみ減量の余地が大きい食品ロスの削減に取り組んでいくことなどがあげられます。また、事業系ごみについて、近年の発生量は横ばいであるものの近隣市と比較して未だ削減の余地が大きいものとして、廃棄物等処理手数料の見直しの検討と併せ、事業所への立入検査及び排出指導を実施していきます。更に、国立市環境センター(中間処理施設)の老朽化や災害時のごみ処理支援体制の構築など、中長期的な課題についても順次対応していきます。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

「クリーンセンター多摩川」では、構成市の付託に応えた一般廃棄物処理施設 としてごみの広域的な処理を行っています。

また、焼却施設については、廃熱ボイラーを設置して熱エネルギーの回収を行い、発電による施設内での利用や稲城市立病院及び健康増進施設(温水プール等)への高温水による熱供給を実施しており、「地域エネルギーセンター」としての役割も担っています。

クリーンセンター多摩川で処理するごみ種別は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大 ごみとなっています。処理区域については、可燃ごみが構成市全域、不燃・粗大 ごみは稲城市、狛江市が全域であり、府中市と国立市は、それぞれの市で施設を 保有し、処理を行っています。

また、組合の敷地内にあるし尿処理施設についても、し尿の広域的な処理を行っており、稲城市、狛江市全域が処理区域となっています。

焼却処理後に発生する焼却残さについては、循環組合においてエコセメント化に取り組んでおり、製造されたエコセメントは土木建築資材として利用されています。

今後のごみ処理の広域化・施設の集約化については、現状の広域的処理を継続し、熱エネルギーの回収や焼却残さの資源化等による循環型社会形成推進を図っていくとともに、東京都の広域化・集約化計画に従い検討していきます。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

ア 稲城市

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、認定プラスチック使用製品を使用するようごみ・リサイクルカレンダーやポスター、分別ガイド等で啓発・情報提供を行う。また、ごみ減量等説明会での自治会・管理組合や各団体への周知、小学校等と連携して環境学習を行う。

なお、プラスチック資源については、プラスチック新法の施行を受け、令和 5年4月より新たなプラスチックごみ専用指定収集袋にて、分別収集及び再商 品化を実施するとともに、住民の分別排出促進などを講じる。

イ 狛江市

プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、令和5年4月よりプラスチック類ごみ(プラスチック製容器包装及びプラスチック製品)の分別収集及び再商品化を開始する。

令和4年度においては、周知チラシ全戸配布・市民説明会を実施し、ごみ分別ガイド及びごみリサイクルカレンダーで市民への啓発・情報提供を行い、プラスチック類ごみ(プラスチック製容器包装及びプラスチック製品)の分別収集と排出抑制の浸透を図る。

ウ 府中市

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

容器包装プラスチック以外のプラスチック資源は当面の間不燃ごみとして処理を継続するが、現在、施設の建て替えに向けた準備を進めており、新施設の整備に向けコストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法について検討を行う。

エ 国立市

以前は「製品プラスチック」という収集区分を設け、プラスチック使用製品の分別収集を行っていたが、平成29年9月の家庭ごみ有料化に合わせて収集区分の整理を行った際、プラスチック製品は不燃ごみとして収集することとした。ただし収集後は国立市環境センターにて手選別にて細やかに分別し、多くのプラスチック資源を再商品化事業者に引き渡している。

なお、分別収集の実施については、コストや環境影響等の情報収集を行い、 財政状況等を踏まえながら、今後検討を行っていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1のとおりです。

総排出量は、集団回収量も含め、129,111 トンであり、再生利用される「総資源化量」は47,635 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は36.9%です。

中間処理による減量化量は 81,476 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 68.1%が減量化されています。また、中間処理量のうち、91,498 トンを焼却処理しています。

現在、焼却残さは、その中から鉄類を回収した後、循環組合においてエコセメント化することにより、埋立処分量は「ゼロ」となっています。焼却処理に伴って発生する熱エネルギーについては、ボイラ設備を通して熱回収し、発電及び蒸気による熱利用を行っています。蒸気については、場内での空調、給湯利用のほか、隣接する稲城市立病院及び健康増進施設(温水プール等)に高温水を供給しています。

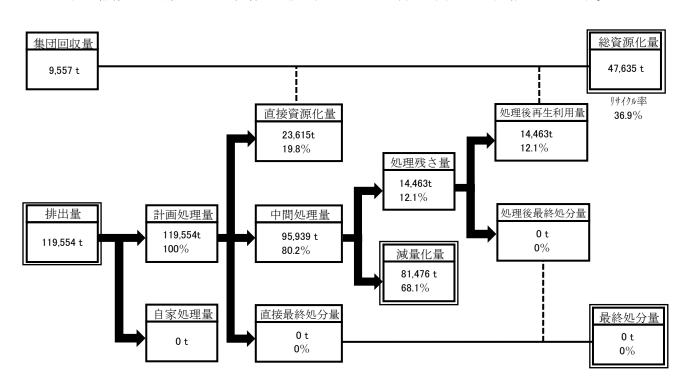


図 1 令和元年度 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

	指標	現 状 (割合 ^{※1}) (令和元年度)	目 標(割合 ^{※1}) (令和8年度)	
排出量	事業系 総排出量 1 事業所当たりの排出量 ^{*2} 家庭系 総排出量 1 人当たりの排出量 ^{*3} 合 計 事業系家庭系排出量合計	17,447トン 1.39トン/事業所 102,107トン 142.1 kg/人 119,554トン	16, 110 トン (-7. 7%) 1. 30 トン/事業所 (-6. 5%) 101, 066 トン (-1. 0%) 138. 0 kg/人 (-2. 9%) 117, 176 トン (-2. 0%)	
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	23, 615 トン (19.8 %) 47, 635 トン (36.9 %)	23,892 トン (20.4%) 48,352 トン (38.1%)	
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	28, 444 MWh 885, 800 GJ	29, 405 MWh 856, 700 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	0トン (0%)	0トン (0%)	

- ※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源量は排出量 +集団回収量に対する割合
- %2 (1事業所当たりの排出量) = ${(事業系ごみの総排出量) (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数) 事業所数 10,510(令和元年度) 10,506(令和8年度)$
- ※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)人口 511,584(令和元年度) 515,403(令和8年度)

《用語の定義》

非 出 量 : 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)

『単位:トン』

再生利用量 :集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位:トン〕

: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位:MWh〕及び熱利用量

〔単位:GJ〕

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位:トン〕

最終処分量:埋立処分された量〔単位:トン〕

表 1 補足 市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

	指標	現 状(割合) (令和元年度)	目 標(割合) (令和8年度)
稲城市	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量 家庭系 総排出量 1人当たりの排出量 合 計 事業系家庭系排出量合計	3,403 トン 13.19 トン/事業所 18,699 トン 168.1 kg/人 22,102 トン	3,590トン (5.5%) ^{※1} 12.42トン/事業所 (-5.8%) 19,867トン (6.2%) ^{※2} 166.8 kg/人 (-0.8%) 23,457トン (6.1%)
	直接資源化量 総資源化量	3,347 トン (15.1 %) 7,421 トン (31.1 %)	3, 796 トン(16. 2%) 8, 516 トン(33. 7%)
	埋立最終処分量	0トン (0%)	0トン (0%)
狛江市	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量 家庭系 総排出量 1人当たりの排出量 合 計 事業系家庭系排出量合計	1,913 トン 7.97 トン/事業所 17,530 トン 156.8 kg/人 19,443 トン	1,870トン (-2.2%) 7.48トン/事業所 (-6.1%) 16,528トン (-5.7%) 149.5 kg/人 (-4.7%) 18,398トン (-5.4%)
	直接資源化量総資源化量	4,478トン (23.0%) 7,542トン (36.5%)	4, 149 トン (22.6%) 7, 064 トン (36.2%)
	埋立最終処分量	0トン (0%)	0トン (0%)
府中市	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量 家庭系 総排出量 1人当たりの排出量 合 計 事業系家庭系排出量合計	8,515 トン 0.77 トン/事業所 49,840 トン 126.8 kg/人 58,355 トン	7,173 トン (-15.8%) 0.65 トン/事業所 (-15.6%) 49,236 トン (-1.2%) 124.6 kg/人 (-1.7%) 56,409 トン (-3.3%)
	直接資源化量 総資源化量	13, 218 トン (22.7%) 25, 111 トン (39.3%)	13, 143 トン (23.3%) 24, 892 トン (40.0%)
	埋立最終処分量	0トン (0%)	0トン (0%)
国立市	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量 家庭系 総排出量 1人当たりの排出量 合 計 事業系家庭系排出量合計	3,616 トン 1.35 トン/事業所 16,038 トン 146.8 kg/人 19,654 トン	3,477トン (-3.8%) 1.32トン/事業所 (-2.2%) 15,435トン (-3.8%) 135.4 kg/人 (-7.8%) 18,912トン (-3.8%)
	直接資源化量 総資源化量	2,572 トン (13.1 %) 7,561 トン (36.4 %)	2,804 トン (14.8%) 7,880 トン (39.2%)
>> 5世 ₩ 10	埋立最終処分量	0トン (0%)	0トン (0%)

注 端数処理により割合・合計が合わないことがある。

^{※1} 目標値は事業所数が増となる予測に基づく。

^{※2} 目標値は人口が増となる予測に基づく。

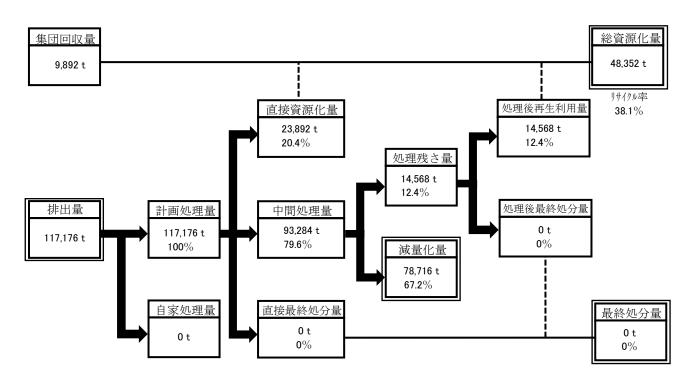


図 2 令和8年度 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

構成市別の発生抑制、再使用の推進一覧については、表 2-1 から表 2-4 に示すとおりです。

ア 有料化 (事業番号11)

①稲城市

これまでのダストボックスによる拠点回収を廃止して戸別収集に切り替え、 平成 16 年 10 月 1 日より家庭系ごみ(燃えるごみ、燃えないごみ)及び少量排 出事業者の事業系ごみについて、排出量に応じた手数料を課しており、指定収 集袋の購入代金により料金徴収を行っています。また、粗大ごみの収集につい ては、事前予約制で品目別に手数料を課しており、処理券の購入代金により料 金徴収を行っています。

なお、下記の処理手数料表のとおり、令和2年4月1日に市指定収集袋を含む手数料の金額改定を行い、今後についても4年ごとに見直しを行います。

《処理手数料表》

(令和2年4月1日現在)

手数料名	詳細	新単価(円)	旧単価(円)
	特小袋 (50)	10	8
一般家庭ごみ	小袋 (100)	20	15
指定収集袋	中袋 (200)	40	30
	大袋 (400)	80	60
事業系 指定収集袋	450	290	280
事業系一般廃棄物 (持込分)	許可業者	49	42
家庭廃棄物 (随時持込分)	_	43	42
		300	250
粗大ごみ処理券		600	500
州八〜か処理券	品目別料金	1, 200	1,000
		2, 400	2,000

② 狛江市

家庭系ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ)及び少量排出事業者の事業系 ごみについては、平成17年10月1日より排出量に応じた手数料を課しており、 指定収集袋の購入代金により料金徴収を行っています。

また、粗大ごみの収集については、事前予約制で品目別に手数料を課しており、処理券の購入代金により料金徴収を行っています。

指定収集袋の料金(手数料)については、現在のところ改定していませんが、 今後は必要に応じて見直しを検討していきます。

③府中市

平成22年2月22日にダストボックスを廃止して戸別収集を開始し、同時に家庭系ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック)及び少量排出事業者の事業系ごみについて排出量に応じた手数料を課しており、指定収集袋の購入代金により料金徴収を行っています。

また、粗大ごみの収集については、事前予約制で品目別に手数料を課しており、処理券の購入代金により料金徴収を行っています。

指定収集袋の料金(手数料)については、現在のところ改定していませんが、 今後は必要に応じて見直しを検討していきます。

4)国立市

平成29年9月1日より、家庭系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック)及び少量排出事業者の事業系ごみについて排出量に応じた手数料を課しており、指定収集袋の購入代金により料金徴収を行っています。 また、粗大ごみの収集については、事前予約制で品目別に手数料を課しており、処理券の購入代金により料金徴収を行っています。

令和2年4月に事業系ごみ及び直接搬入ごみ等の処理手数料について、ごみ処理 に係る経費に応じた負担を求める改定を行っています。有料化に伴う指定収集袋 の料金(手数料)については、ごみ処理にかかる経費やごみ排出抑制効果、市 民の受容性や近隣市との均衡等の要素を総合的に勘案し、受益者負担の考えに 基づき、今後も定期的に見直しを検討していきます。

イ 環境教育、普及啓発、助成 (事業番号12)

①稲城市

今後も引き続き、環境教育については、市職員が地域や学校を訪問して「ごみ減量説明会」を行います。また、幼稚園や保育園、小中学校等において楽しく身につく環境学習・教育の推進及び支援を行うとともに、環境ポスターコンクール、ごみ処理施設見学会などにより、次世代への環境学習機会の充実を図っていきます。

普及啓発についても広報誌やホームページのほか、ごみ分別アプリ「ごみチェッカー」の運用や「ごみ・リサイクルカレンダー」を各家庭や事業者に配布し、ごみの出し方・ルールを周知していきます。

更に、イベント時におけるフードドライブの実施やごみ減量チラシの配布など、ごみ減量に関する普及・啓発に努めます。

なお、令和元年度より SDG s の基本理念・数値目標を達成するため、目標 17 項目のうち、関連する目標のアイコンを啓発物に標記し、循環型社会の構築の普及・啓発に努めています。

助成については、資源物集団回収を実施している自治会をはじめとした住民団体や生ごみ処理容器購入者への補助金支給の実施を継続していきます。

② 狛江市

平成27年度から幼少期への環境意識の醸成を目的として廃植物油を使った親子石鹸教室の開催や夏休みの親子最終処分場見学会及び市立小学校4年生を対象に中間処理施設の社会科見学を実施しています。

今後も引き続き、4R意識を向上させるための広報の充実、環境学習プログラムの提供、出前講座の実施など、幼少期からの環境意識の醸成に努め、普及啓発活動を進めます。

また、ごみ分別アプリを用いて、スマートフォンからごみ分別情報のサービスの 提供を行い、ごみ分別の啓発と資源化を推進し、わかりやすい情報提供に努めます。 助成としては、集団回収団体に対して助成金の支給を継続していきます。

③府中市

今後も引き続き、小学生を対象としたごみ処理施設見学やローラー作戦による説明、親子で参加する工作教室やごみ処理施設見学会、エコレシピ料理教室を通して環境教育を行っていきます。

また、ごみゼロキャンペーンや水切り推進キャンペーンなどの街頭キャンペーンを実施して普及啓発に努めます。

助成としては、集団回収実施団体への奨励金支給や生ごみ処理機購入者への補助金支給を実施していきます。

また今後は、これまでイベント開催に合わせて実施していたフードドライブを安定的に実施するために、定期開催を目指します。

④国立市

今後も引き続き、環境教育については、小学生向けのごみ処理施設見学会や中学生向けの職場体験のほか、自治会等地域団体への出前講座を実施するとともに、環境イベントを共催し、プログラムを通じた学習機会の拡充を図っていきます。

普及啓発については、市報、ホームページ、メール配信、Twitter等の広報媒体による情報発信に加え、「ごみの分け方・出し方カレンダー」を全世帯、事業者に配布し、ごみの出し方やルール及び5Rの理念等について周知を図ります。また、駅周辺でのキャンペーンによるごみ減量啓発活動や生ごみ処理容器(ミニ・キエーロ)のモニター募集及び販売促進などの既存事業のほか、新たな取り組みとして、平成30年度から環境イベント時におけるフードドライブを実施し、令和元年度から資源物の店頭回収を促す「国立市エコショップ制度」を展開しています。

これらに加え、食品ロスの削減に向けた啓発や多量排出事業者への現地調査及び排出指導についても積極的に取り組んでいきます。

助成については、 資源物集団回収を実施している団体及び事業者や生ごみ処理容器購入者への補助金の支給を実施していきます。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策 (事業番号 13)

① 稲城市

「すぐにごみになるもの」、「不要なものは断る」という行動を広げるために、誰でも取り組みやすいものとしてマイバッグの持参、マイ箸、マイタンブラーの使用について啓発を進めています。また、イベント時に本市イメージキャラクターの「稲城なしのすけ」を活かしたマイバッグやマイ箸袋づくりなどのブースを展開し、廃棄物の発生抑制を図っています。

なお、令和2年7月より実施されているレジ袋の有料化に合わせて、海洋プラごみの主要因となるワンウェイプラスチックの使用削減のきっかけづくりとなるよう、更に周知・啓発を図っていきます。

②狛江市

レジ袋の有料化に合わせて、今後も市民に対して容器包装の少ない商品の選択、マイバッグ等の使用を呼びかけ、事業者に対しては、簡易包装の推進やレジ袋の削減を要請することにより、販売段階での廃棄物の発生抑制を進めます。

③府中市

今後も引き続き、イベント出展やマイバッグコンクール、スーパー店頭でのキャンペーンやマイバッグ持参率調査を実施していきます。また、令和2年7月のレジ袋有料化をマイバッグ持参の機運を高める契機と捉えて運動を強化するとともに、マイボトルの利用など3Rを意識した生活スタイルへの転換を呼びかけていきます。

④国立市

令和2年7月にレジ袋の有料化が開始となり、レジ袋の辞退及びマイバッグ利用の風潮が高まってきています。この機会を受け、引き続き市内スーパーマーケットや商工会議所等と連携しつつ、マイバッグキャンペーン等の啓発活動も継続的に展開しながら、より一層のレジ袋配布の削減、マイバッグの利用推奨に取り組んでいきます。

エ 再使用の推進 (事業番号14)

① 稲城市

今後も引き続き、不用品交換の情報を市役所1階の掲示板及びホームページにおいて提供し、不用品の交換を通じた再使用(リユース)の促進と併せ、ごみの減量及び資源の有効活用を図っていきます。

また、市内在住のボランティアによる「おもちゃの病院事業」を支援し、おもちゃの修理を通じて、再使用・ごみの減量を啓発していきます。

更に、市内の公共施設に回収ボックスを設置し、主要プリンターメーカーによる「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を通じて、使用済インクカートリッジの再使用・再資源化を図っていきます。

② 狛江市

今後も引き続き、古布を再使用し、草履やバック等を作成する古布再生団体 やこわれたおもちゃを修理する「おもちゃの病院事業」に対して、ビン・缶リ サイクルセンターの会議室等を提供し、活動を支援していきます。

③府中市

今後も引き続き、リサイクル自転車の輪業組合への販売や関係団体と協力したリサイクルマーケット等の運営、再生家具の即売会やイベントでのフリーマーケットなどを開催していきます。

④国立市

今後も引き続き、市役所1階に不用品交換情報の掲示板を設置し、家庭で不要となった物品等を無償譲渡できる場を提供することで、再使用(リユース)の促進を図っていきます。

また、粗大ごみのうち、再使用が可能な家具、自転車等について、必要な 修理を行った後、家具販売会等を通じて希望者に譲渡し、資源の有効活用を 図っていきます。

今後、排出量の多い粗大ごみについて、再使用品の取扱(販売)場所を拡大することも検討し、資源物の一層の有効活用を図ります。

オ ごみ分別の推進及び環境負荷の低減(事業番号 15)

① 稲城市

使用済み小型家電については、平成25年度より市内の公共施設等に設置している回収ボックスでの拠点回収のほか、平成27年10月より認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した回収サービスを実施しています。また、平成30年度には電気シェーバーやモバイルバッテリーなどの充電池内蔵型小型家電について、発火の危険性が高いことから「不燃ごみ」ではなく「有害物」として回収し、認定事業者へ引き渡すことにより適正に再資源化を図っており、今後も引き続き実施していきます。

② 狛江市

平成30年度には、「ガラス製品・陶磁器」、「小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家電」の資源化を推進し、更なる分別のためにごみ分別アプリを導入しています。また、令和元年度からスプレー缶・ライター等の発火物の処理を無害化している専門業者に処理を委託し、ガスを無害化した後の容器は分別することでリサイクルしており、今後も引き続き実施していきます。

また、環境負荷の低減として、東日本大震災以降、二酸化炭素の排出抑制を目的に市内の公共施設への太陽光パネルの設置、庁用車の電気自動車導入を推進しています。

③府中市

平成 29 年 3 月より小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家電を「危険ごみ」として回収しているほか、小型家電のイベント時における回収も継続していきます。また、認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した使用済み小型家電の回収サービスを実施しています。

4)国立市

平成 27 年度より使用済み小型家電の分別収集を実施し、国立市環境センターにおいて選別後、民間事業者に引き渡して資源化を行っており、今後も引き続き実施していきます。

表 2-1 稲城市の発生抑制、再使用の推進施策一覧

施策項目	稲 城 市	実施時期
有 料 化 (事業番号11)	これまでのダストボックスによる拠点回収を廃止して戸別収集に切り替え、平成 16 年 10 月 1 日より家庭系ごみ (燃えるごみ、燃えないごみ)及び少量排出事業者の事業系ごみについて、排出量に応じた手数料を課しており、指定収集袋の購入代金により料金徴収を行っています。また、粗大ごみの収集については、事前予約制で品目別に手数料を課しており、処理券の購入代金により料金徴収を行っています。	平成 16 年度 から継続実施
	(手数料の改定) 令和2年4月1日に市指定収集袋を含む手数料の金額改 った行っています。	令和2年度 改定実施
	定を行っています。今後についても4年ごとに見直しを 行い、一層の排出抑制と費用負担の公平性の確保を図っ ていきます。	令和6年度 改定予定
	市職員が地域や学校を訪問して「ごみ減量説明会」を行っています。幼稚園や保育園、小中学校等において楽しく身につく環境学習・教育の推進及び支援を行うほか、環境ポスターコンクール、ごみ処理施設見学会などにより、次世代への環境学習の機会の充実を図っていきます。	平成4年度 から継続実施
環 境 教 育 (事業番号 12)	最終処分場がある日の出町民と稲城市民の相互理解を深めるとともに、焼却残さのエコセメント化事業の周知·啓発を図るため、「三多摩は一つなり交流事業」を循環組合と連携し、推進していきます。 また、稲城市のごみ処理の流れやエコセメント化事業について、広報誌やごみ減量説明会などあらゆる機会を通じてより一層の周知を図り、市民一人ひとりのごみ減量行動に繋げていきます。	平成 14 年度 から継続実施
普及啓発	広報誌、ホームページに加え、「ごみ・リサイクルカレンダー」を各家庭や事業者に配布し、ごみの出し方・ルールを周知するとともに、イベント時におけるフードドライブの実施やごみ減量チラシの配布など、ごみ減量に関する普及・啓発に努めます。	平成8年度 から継続実施
(事業番号 12)	SDGs の基本理念・数値目標を達成するため、目標 17 項目 のうち、関連する目標のアイコンを「ごみ・リサイクルカレンダー」を含む啓発物に標記し、循環型社会の構築 の普及・啓発に努めていきます。	令和元年度 から継続実施

	(ごみ分別アプリの導入) パソコンやスマートフォンなどを活用して、ごみの品目 を検索し、分別区分や出し方を参照することができる 「ごみチェッカー」を運用し、ごみ減量や適切な分別に 関する啓発の充実を図っていきます。	平成 28 年度 から継続実施
助成	資源物集団回収を実施している団体への補助金支給や生 ごみ処理容器購入者への補助金支給を行っていきます。	昭和63年度から継続実施
(事業番号 12)	イベントでの生ごみ処理容器の展示即売会の開催回数を 拡充することで、家庭用生ごみ処理容器の購入助成と更 なるごみ減量に関する啓発の充実を図っていきます。	令和元年度 から継続実施
マイバック運動 ・レジ袋対策 (事業番号13)	「すぐにごみになるもの」、「不要なものは断る」という 行動を広げるために、誰でも取り組みやすいものとして マイバッグの持参、マイ箸、マイタンブラーの使用につ いて啓発を進めています。また、イベント時に本市イメ ージキャラクターの「稲城なしのすけ」を活かしたマイ バッグ、マイ箸袋づくりなどのブースを展開し、廃棄物 の発生抑制を図っています。	平成 18 年度 から継続実施
	令和2年7月より実施されているレジ袋の有料化に合わせて、海洋プラごみの主要因となるワンウェイプラスチックの使用削減のきっかけづくりとなるよう、更に周知・啓発を図っていきます。	令和2年度 から継続実施
	「おもちゃの病院事業」を開催するほか、家庭で使われずに不用となった物品等を必要とする方へ情報提供を行い、不用品の交換を通じた再使用 (リユース) の促進と併せて、ごみの減量及び資源の有効活用を図ります。	平成元年度から継続実施
再使用の推進 (事業番号 14)	不用品交換情報を市役所1階の掲示板及びホームページにおいて提供し、不用品の交換を通じた再使用(リユース)の促進と併せ、ごみの減量と資源の有効活用を図っていきます。	平成 28 年度 から継続実施
	市内の公共施設に回収ボックスを設置し、主要プリンターメーカーによる「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を通じて、使用済インクカートリッジの再使用・再資源化を図っていきます。	平成 25 年度 から継続実施

ごみ分別の推進	(使用済み小型家電)	平成 25 年度
(事業番号 15)	使用済み小型家電については、平成25年度より市内の公共施設等に設置している回収ボックスでの拠点回収のほか、平成27年10月より認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した回収サービスを実施しています。また、平成30年度には電気シェーバーやモバイルバッテリーなどの充電池内蔵型小型家電について、発火の危険性が高いことから「不燃ごみ」ではなく「有害物」として回収し、認定事業者へ引き渡すことにより適正に再資源化を図っており、今後も引き続き実施していきます。	から継続実施

表 2-2 狛江市の発生抑制、再使用の推進施策一覧

施策項目	狛 江 市	実施時期
有 料 化 (事業番号 11)	家庭系ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ)及び少量排出事業者の事業系ごみの有料化については、平成17年10月1日より排出量に応じた手数料を課しており、指定収集袋の購入代金により料金徴収を実施しています。また、粗大ごみの収集については、事前予約制で品目別の有料シール(処理券)購入代金により料金徴収を実施しています。指定収集袋の料金(手数料)については、現在のところ改定していませんが、今後は必要に応じて見直しを検討していきます。	平成 17 年度 から継続実施
環 境 教 育 (事業番号12)	学習機会の充実のため、ビン・缶リサイクルセンターの施設見学を行っています。また、クリーンセンター多摩川やエコセメント化施設等、ごみに関連する施設の紹介や見学会を行っています。平成27年度から市立小学校4年生を対象にクリーンセンター多摩川の施設見学(社会科見学)を実施し、ごみ処理の現状を理解することで、ごみ減量意識の向上や幼少期からの環境意識の醸成に努め、環境負荷の低減に自ら取り組むように啓発活動を継続していきます。	平成 27 年度から継続実施
普 及 啓 発 (事業番号 12)	ビン・缶リサイクルセンターをごみ減量の取り組み活動の場としている市民活動団体による作品展示会を実施しています。こまエコ通信等を活用して、マイバックやマイボトルなど、ごみになるものを使わないライフスタイルの提案や家庭でできる簡単なごみ減量方法の普及啓発を行い、環境負荷の低減に努めます。	平成7年度 から継続実施

	(ごみ分別アプリの導入) ごみ分別アプリを用いて、スマートフォンからごみ分別 情報のサービスの提供を行い、ごみ分別の啓発と資源化 を推進し、わかりやすい情報提供に努めます。	平成 30 年度 から継続実施
助 成 (事業番号 12)	集団回収団体に対して助成金を支給しています。今後も 継続することにより、分別の徹底と資源化の推進に努め ます。	昭和 63 年度から継続実施
マイバック運動 ・レジ袋対策 (事業番号13)	レジ袋の有料化に合わせて、今後も市民に対して購入時 に容器包装の少ない商品の選択、マイバッグ等の使用を 呼びかけ、事業者に対しては、簡易包装の推進やレジ袋 の削減を要請することにより、販売段階での廃棄物の発 生抑制を図っていきます。	平成 14 年度 から継続実施
再使用の推進 (事業番号 14)	古布を再使用し、草履やバック等を作成する古布再生団体やこわれたおもちゃを修理する「おもちゃの病院事業」に対して、ビン・缶リサイクルセンターの会議室等を提供し、活動を支援していきます。	平成 11 年度 から継続実施
	(使用済み小型家電) 平成25年度から使用済み小型家電のイベント・窓口実験 回収を実施しています。平成26年度からは、粗大ごみか らのピックアップ回収を実施し平成30年度からは、 小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家 電を「有害ごみ」として収集し資源化しており、今後 も引き続き実施していきます。	平成 25 年度 から継続実施
ごみ分別の推進 (事業番号 15)	(ガラス製品・陶磁器) 燃やせないごみとして収集していた「ガラス製品・陶 磁器」を平成30年度から民間事業者へ搬入し資源化し ており、今後も引き続き実施していきます。	
	(発火物) 令和元年度からスプレー缶・ライター等の発火物の処理 を無害化している専門業者に処理を委託しています。 ガスを無害化した後の容器は、分別しリサイクルして おり、今後も引き続き実施していきます。	令和元年度 から継続実施
環境負荷の低減 (事業番号 15)	東日本大震災以降、二酸化炭素の排出抑制を目的に市内 の公共施設への太陽光パネルの設置、庁用車の電気自動 車導入を推進しています。	平成 24 年度 から継続実施

表 2-3 府中市の発生抑制、再使用の推進施策一覧

施策項目	府中市	実施時期
有 料 化 (事業番号11)	平成22年2月22日にダストボックスを廃止して戸別収集を開始し、同時に家庭系ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック)及び少量排出事業者の事業系ごみについて排出量に応じた手数料を課しており、指定収集袋の購入代金により料金徴収を実施しています。また、粗大ごみの収集については、事前予約制で品目別の有料シール(処理券)購入代金により料金徴収を実施しています。指定収集袋の料金(手数料)については、現在のところ改定していませんが、今後は必要に応じて手数料の見直しを検討していきます。	平成 21 年度 から継続実施
環 境 教 育 (事業番号 12)	今後も引き続き、小学生を対象としたごみ処理施設見学 や学校に出向いて授業として説明を行うローラー作戦、 親子を対象とした親子3R教室を実施していきます。	平成5年度から継続実施
普及啓発(事業番号12)	イベントへの出展やごみゼロキャンペーン、ごみ減量対策・3R推進標語コンクールを行うほか、地域ごとにごみ対策推進員協議会を組織して水切り推進キャンペーンなどを実施して普及啓発に努めます。また今後は、これまでイベント開催に合わせて実施していたフードドライブを安定的に実施するために、定期開催を目指します。	昭和 61 年度から継続実施
助 成 (事業番号 12)	今後も引き続き、集団回収を実施している団体及び業者に 対して奨励金の支給や生ごみ処理機購入者への補助金の 支給を実施していきます。	昭和 54 年度 から継続実施
マイバック運動 ・レジ袋対策 (事業番号 13)	今後も引き続き、府中市民マイバッグクラブと協力してイベントでのブース出展やマイバッグコンクール、スーパー店頭でのキャンペーン及び持参率調査を実施していきます。また、令和2年7月のレジ袋有料化をマイバッグ持参の機運を高める契機と捉えて運動を強化するとともに、マイボトルの利用など3Rを意識した生活スタイルへの転換を呼びかけていきます。	平成 19 年度 から継続実施
再使用の推進 (事業番号 14)	今後も引き続き、リサイクル自転車の輪業組合への販売のほか、NPO法人府中リサイクル推進協会と協力して、商品展示販売コーナーや不用品の情報紹介を行う「リサちゃんショップけやき」の運営、おもちゃの病院や再生家具即売会の開催、イベントでのフリーマーケット開催を実施していきます。	昭和 56 年度から継続実施
ごみ分別の推進 (事業番号 15)	(使用済み小型家電) 平成29年3月より小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家電を「危険ごみ」として回収しているほか、小型家電のイベント時における回収も継続していきます。	平成 28 年度 から継続実施

表 2-4 国立市の発生抑制、再使用の推進施策一覧

施策項目	国 立 市	実施時期
有 料 化 (事業番号 11)	家庭系ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチック) 及び排出日量が 10 kgを超えない少量排出事業者の事業系 ごみについては排出量に応じた手数料を課しており、指 定収集袋の購入代金により料金徴収を実施しています。 粗大ごみの収集については、事前予約制で品目別の有料 シール(処理券)購入代金により料金徴収を実施しています。 非出日量が 10 kgを超える事業系ごみは、許可業者を利用し した有料収集とし、その他、本市の指定する処理施設への 直接持ち込みも排出量に応じた手数料を課しています。	平成 29 年度 から継続実施
	(手数料の改定) 令和2年4月に事業系ごみ及び直接搬入等の処理手数料 について、ごみ処理に係る経費に応じた負担を求める改定 を行っています。今後も、ごみ処理にかかる手数料につい て、適宜、見直しの検討を行いながら当制度を安定的に 実施し、ごみの適正分別及び排出抑制を図っていきます。	令和2年度 改定実施 (継続実施)
環 境 教 育 (事業番号 12)	小学生向けのごみ処理施設見学会、出前講座、イベント等を通じて環境教育を行っています。 今後も引き続き、小学生向けのごみ処理施設見学会、中学生向けの職場体験及び自治会等地域団体への出前講座を実施していきます。また、環境イベントを通じた学習機会の拡充を図ります。	平成 25 年度から継続実施
普及啓発	市報、ホームページ、メール配信、Twitter 等の広報媒体による情報発信に加え、「ごみの分け方・出し方カレンダー」を全世帯・事業者に配布し、ごみの出し方やルール、5Rの理念等について周知を図ります。また、駅周辺でのキャンペーンによるごみ減量啓発活動や生ごみ処理容器(ミニ・キエーロ)のモニター募集及び販売促進など既存の事業を継続していきます。	平成 25 年度から継続実施
(事業番号 12)	平成30年度から環境イベント時におけるフードドライブを実施し、令和元年度から資源物の店頭回収を促す「国立市エコショップ制度」を展開しています。 これらに加え、食品ロスの削減に向けた啓発や多量排出事業者への現地調査及び排出指導にも積極的に取り組んでいきます。	平成 30 年度・ 令和元年度 から継続実施

助 成 (事業番号 12)	今後も引き続き、資源物集団回収を実施している団体 及び事業者や生ごみ処理容器購入者への補助金の支給 を実施していきます。	平成 15 年度から継続実施
マイバック運動 ・レジ袋対策 (事業番号13)	令和2年7月にレジ袋の有料化が開始となり、レジ袋の辞退及びマイバッグ利用の風潮が高まってきています。この機会を受け、引き続き市内スーパーマーケットや商工会議所等と連携しつつ、マイバッグキャンペーン等の啓発活動も継続的に展開しながら、より一層のレジ袋配布の削減、マイバッグの利用推奨に取り組んでいきます。	平成 21 年度から継続実施
再使用の推進 (事業番号 14)	また、他人こみのプラ特使用が可能な家具、自転車等	
ごみ分別の推進 (事業番号 15)	(使用済み小型家電) 平成 27 年度より使用済み小型家電の分別収集を実施し、 国立市環境センターにおいて選別後、民間事業者に引き 渡して資源化を行っており、今後も引き続き実施してい きます。	平成 27 年度から継続実施

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後 (事業番号 21)

構成市の分別区分及び処理方法については、表 3-1 から表 3-4 に示すとおりです。

① 稲城市

可燃ごみについては、組合が保有する焼却施設にて処理を行っており、今後も現状の体制を継続します。

不燃・粗大ごみについても、組合が保有する不燃・粗大ごみ処理施設にて処理を行っており、今後も現状の体制を継続します。

また、上記以外の一般廃棄物及び資源物等については、民間事業者にて資源化を行っていきます。

使用済み小型家電のリサイクルについては、平成25年度より市内の公共施設等に設置している回収ボックスでの拠点回収のほか、平成27年10月より認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した回収サービスを実施し、貴金属やレアメタルなどの再資源化を図っています。

また、平成 30 年度より電気シェーバーやモバイルバッテリーなどの充電池 内蔵型小型家電については、発火の危険性が高いことから「不燃ごみ」ではな く「有害物」として回収し、絶縁作業等を施した後に認定事業者へ引き渡すこ とにより適正に再資源化を図っており、今後も継続していきます。

② 狛江市

可燃ごみについては、組合が保有する焼却施設にて処理を行っており、今後も現状の体制を継続します。

不燃・粗大ごみについても、組合が保有する不燃・粗大ごみ処理施設にて処理を行っており、今後も現状の体制を継続します。

ビン・缶・ペットボトルは、本市のビン・缶リサイクルセンターにて選別・ 減容後、民間事業者にて資源化を行っていきます。

ガラス・陶磁器についても、ビン・缶リサイクルセンターにて選別後、民間 事業者にて資源化を行っていきます。また、古紙・古布・金属・せん定枝につ いては、民間事業者にて資源化を行っていきます。

使用済み小型家電については、平成 25 年度からイベント・窓口実験回収を 実施しています。平成 26 年度からは、粗大ごみからのピックアップ回収を実 施し、平成 30 年度からは、小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小 型家電を「有害ごみ」として収集し、民間事業者にて資源化を行っており、 今後も継続していきます。

家庭ごみの戸別収集については、ごみ収集当初より実施しており、今後も現状の体制を継続し、排出者責任の徹底を図ります。

③府中市

可燃ごみについては、組合が保有するクリーンセンター多摩川にて焼却処理を行った後、焼却残さをエコセメント化しており、今後も現状の体制を継続していきます。

不燃ごみ、粗大ごみ、資源物については、本市が保有する府中市リサイクルプラザにて選別・破砕・圧縮処理をした後、委託・売却して再生しており、今後も現状の体制を継続していきます。

また、小型充電式電池及び充電式電池を取り外せない小型家電については平成 29 年3月より「危険ごみ」として回収しているほか、小型家電のイベント時における回収も継続していきます。

なお、府中市リサイクルプラザについては、老朽化が進んでいることから、 将来にわたる安定かつ効率的な廃棄物処理体制の確保や廃棄物処理に伴う環境 負荷の更なる低減を図るため、府中市独自で更新や統廃合などの検討を行い、 計画的な施設整備を進めます。

④国立市

可燃ごみについては、組合が保有するクリーンセンター多摩川にて焼却処理を行い、焼却残さを循環組合に搬出し、エコセメントの原料として利用していきます。

不燃ごみのうち、プラスチック類については、平成20年7月より容器包装プラスチックと製品プラスチックに分別変更して収集し、国立市環境センターにおいて、前者については圧縮梱包、後者については選別・破砕処理の後、民間事業者に引き渡して資源化を行っており、今後も継続していきます。

また、使用済み小型家電については、平成27年度より分別収集を実施し、国立市環境センターにおいて選別後、民間事業者に引き渡して資源化を行っています。

その他資源物についても、平成5年度より収集開始のペットボトルを選別及 び減容するとともに、ビン・缶・ガラス・陶磁器類についても選別した後、そ れぞれ民間事業者に引き渡して資源化を行っています。

本市は、この処理体制により平成22年度に埋立ゼロを達成しています。

収集については、現状のステーション型を基本に一部戸別収集との併用方式を実施していますが、近年、戸別収集が進み収集ポイント(集積所)数は年々増加の一途にあります。これにより排出者責任の徹底が図りやすくなる一方で、収集にかかる時間・作業負担が増しており、今後はICT技術を積極的に活用することも視野に収集の更なる効率化・安定化を図っていく必要があります。

また、国立市環境センターについては、稼動開始から 30 年以上を経過し、 老朽化が進んでいることから、稼動継続を前提に国立市独自で施設整備を進め ていきます。

(5)組合

クリーンセンター多摩川の焼却施設は、稼働 23 年目を迎え老朽化が進んでいることから、二酸化炭素排出抑制対策を含む基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図ります。また、焼却残さの資源化については、エコセメント化による有効利用を継続するとともに、落下灰中に含まれる貴金属の資源化に向けた検討を進めます。

不燃・粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設については、施設保全計画に基づく適正な維持管理を行うことにより、施設の性能を長期に維持するとともに、 今後も継続的、安定的な処理体制の構築を進めていきます。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後(事業番号22)

①稲城市

事業系ごみの処理については、組合の「ごみ受入基準」を遵守し、主に収集 運搬業許可業者(以下「許可業者」という。)により搬入され、焼却施設にて 処理しています。

今後は現状の処理体制を継続し、事業者への更なるごみ減量・適正排出の啓発を進めるとともに、食品リサイクルなど資源化の促進について周知啓発を図っていきます。

なお、事業用大規模建築物(事業の用途に供する部分の延床面積が 1,000 ㎡ 以上の建築物)の所有者に対しては、廃棄物保管場所の設置届、廃棄物管理責 任者の選任、廃棄物の減量及び再生利用に関する計画書の提出を義務付けてお り、今後も引き続き、排出指導を行っていきます。

②狛江市

事業系ごみの処理については、組合の「ごみ受入基準」を遵守し、主に許可 業者により搬入され、焼却施設にて処理しています。

少量排出事業者の事業系一般廃棄物については、事業系指定収集袋(有料)で1回あたり3袋まで、家庭系一般廃棄物と一緒に収集を行っています。その他の事業系一般廃棄物については、許可業者で処理を行っています。

また、事業用大規模建築物(事業の用途に供する部分の延床面積が 1,000 ㎡ 以上の建築物・多量排出事業所)の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選 任及び再生利用に関する計画書の提出を義務付けており、今後も引き続き、事 業系ごみの発生抑制及び減量化を図っていきます。

③府中市

事業系ごみは、自らの責任で処理することが原則です。

延べ床面積 1,000 m² 以上の事業用大規模建築物(約 100 事業者)に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しては、市指導員による排出指導や中間処理施設での搬入ごみ検査を行うなど、適正なごみの排出と分別を徹底します。

事業系指定収集袋(有料)で市のごみ収集に排出する事業者は、登録制としており、登録制度を活用した実態把握に基づき、ごみの減量・リサイクルを各事業者に促します。ルール違反のごみについては、家庭ごみと同様に収集対象外とし、市指導員による指導を徹底します。

また、事業系ごみの処理については、組合の「ごみ受入基準」を遵守し、主に許可業者により搬入され、焼却施設で処理しており、今後も現状の体制を継続します。

④国立市

少量排出事業者のごみは、家庭ごみの分別区分に準じて、市が収集・処分しています。排出日量が 10 kgを超える事業系ごみは、許可業者が収集しており、今後も現状の体制を継続します。

また、事業用大規模建築物(事業の用途に供する部分の延床面積が 1,500 ㎡ 以上の建築物)の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任及び再生利用に 関する計画書の提出を義務付けています。

なお、令和2年4月に事業系ごみ及び直接搬入等の処理手数料について、ごみ処理に係る経費に応じた負担を求める改定を行っています。今後もごみ処理に係る手数料について、適宜、見直しの検討を行いながら本制度を安定的に実施するとともに、ごみの適正分別や排出抑制を図るため、事業所への立入検査及び排出指導を徹底します。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、各構成市とも産業廃棄物の処理はしておりません。今後も現状の体制を継続する方針としています。

エ 今後の処理体制の要点

- ①焼却施設については、二酸化炭素排出抑制対策を含む基幹的設備改良工事 を実施し、施設の延命化を図ります。
- ②焼却残さの資源化については、エコセメント化による有効利用を継続するとともに、落下灰中に含まれる貴金属の資源化に向けた検討を進めます。
- ③不燃・粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設については、施設保全計画に基づく適正な維持管理を行い、施設の性能を長期に維持していきます。
- ④府中市リサイクルプラザ及び国立市環境センターについては、市独自で施 設整備を進めていきます。
- ⑤不燃ごみ、粗大ごみ、資源物、容器包装プラスチック及び使用済み小型家 電について、今後も引き続き資源化を推進します。
- ⑥事業系ごみについては、許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対して、排出指導や搬入ごみの検査を行うなど、適正なごみの分別及び排出抑制を徹底します。
- ⑦延べ床面積 1,000m² 以上(国立市は1,500m² 以上)の事業用大規模建築物の所有者に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。
- ⑧今後も各構成市とも産業廃棄物の処理は行わない方針としています。

表 3-1 稲城市家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

	現状(令和元年度)					
分別区分		処理方法	処理加	施設等	処理実績 (t)	
			一次処理	二次処理	. ,	
燃えるこ	<i>゛</i> み	焼却・ エコセメント化		東京たま広域資	13, 704	
燃えない	ごみ	破砕・選別後 焼却・資源化	hill a la ha fareful la	源循環組合 残さ: エコセメント化	1, 147	
粗大ごみ	可燃性	焼却・ エコセメント化	クリーンセンター多摩川 	資源物:資源化 (有価物売却)	F0.1	
み	不燃性	破砕・選別後 焼却・資源化		(有 四 1/0 7 日 4 月 1	501	
びん	•	選別・資源化	委託	売却	597	
缶		選別・圧縮・ 資源化	委託	売却	206	
ペットオ	ドトル	選別・圧縮・ 資源化	委託	売却	326	
古紙		資源化	売却		1,870	
古布		資源化	売却		247	
有害物		資源化	委託		54	
金属物		資源化	売却		27	
発泡トレイ・スチロール		資源化	売却		6	
小型電子機器		資源化	売却		11	
剪定枝		資源化	委託		3	
※分別[区分の詳細	は別紙参照		合計	18, 699	

今後(令和8年度)						
分別	J区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)	
			一次処理	二次処理	, ,	
燃えるご	<i>`</i>	焼却・ エコセメント化		東京たま広域資	14, 280	
燃えない	ごみ	破砕・選別後 焼却・資源化	bil a la be de lesselle	源循環組合 残さ: エコセメント化	1, 197	
粗大ごみ	可燃性	焼却・ エコセメント化	クリーンセンター多摩川	資源物:資源化 (有価物売却)	F0.4	
み	不燃性	破砕・選別後 焼却・資源化		(石 IM1207日247)	594	
びん		選別・資源化	委託	売却	627	
缶		選別・圧縮・ 資源化	委託	売却	236	
ペットボ	トル	選別・圧縮・ 資源化	委託	売却	450	
古紙		資源化	売却		2, 022	
古布		資源化	売却		305	
有害物		資源化	委託		75	
金属物		資源化	売却		40	
発泡トレイ・スチロール		資源化	売却		6	
小型電子機器		資源化	売却		32	
剪定枝		資源化	委託		3	
				合計	19,867	

表 3-2 狛江市家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

		現状	(令和元年度)		
分別区分		処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
			一次処理	二次処理	(0)
燃やせる	ごみ	焼却・ エコセメント化		東京たま広域資	11,720
燃やせな	:いごみ	破砕・選別後 焼却・資源化		源循環組合 残さ: エコセメント化	856
粗大ごみ	可燃性	焼却・ エコセメント化	クリーンセンター多摩川	資源物:資源化	370
ごみ	不燃性	破砕・選別後 焼却・資源化		(有価物売却)	61
ビン類 缶 ペットボトル		選別・破砕・ 資源化	狛江市ビン・缶	売却	829
		選別・圧縮・ 資源化	リサイクルセンター		029
		選別・圧縮・ 資源化	狛江市ビン・缶 リサイクルセンター	売却	244
古紙 (拠点回	収含む)	資源化	売却		2, 782
古布		資源化	売却		303
有害ごみ		資源化	委託		22
発火物		資源化	委託		23
金属		資源化	売却		94
植木せん定枝 (堆肥含む)		資源化	委託		159
使用済み	小型家電	資源化	委託		67
※分別[区分の詳細	は別紙参照	•	合計	17, 530

今後(令和8年度)						
分別	削区分	処理方法	処理が	 拖設等	処理実績 (t)	
			一次処理	二次処理	(0)	
燃やせる	るごみ	焼却・ エコセメント化		東京たま広域資	11, 092	
燃やせれ	ないごみ	破砕・選別後 焼却・資源化		源循環組合 残さ: エコセメント化	820	
粗大ごみ	可燃性	焼却・ エコセメント化	クリーンセンター多摩川 	資源物:資源化 (有価物売却)	367	
ごみ	不燃性	破砕・選別後 焼却・資源化		(有1111物元却)	55	
ビン類		選別・破砕・ 資源化	狛江市ビン・缶	売却	773	
		選別・圧縮・ 資源化	リサイクルセンター	9°41	713	
ペットフ	ボトル	選別・圧縮・ 資源化	狛江市ビン・缶 リサイクルセンター	売却	239	
古紙 (拠点回]収含む)	資源化	売却		2, 534	
古布		資源化	売却		295	
有害ごる	み	資源化	委託		22	
発火物		資源化	委託		23	
金属		資源化	売却		93	
植木せん定枝 (堆肥含む)		資源化	委託		147	
使用済み	み小型家電	資源化	委託		68	
合計						

表 3-3 府中市家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

		現状	(令和元年度)		
Λ.	ules ()	Δη τ'Η →)↓	処理施設等		処理実績
分別区分		<u></u> 処理方法	一次処理	二次処理	(t)
燃やする	ごみ	焼却・ エコセメント化	クリーンセンター多摩川	東京たま広域資	29, 363
燃やさた	ないごみ	破砕・選別後 焼却・資源化	府中市リサイクル゛	源循環組合 残さ:エコセメント化	3, 333
粗大ごみ	可燃性	焼却・ エコセメント化	プラザ゛ 焼却処理:	資源物:資源化 (有価物売却)	2, 098
こみ	不燃性	破砕・選別後 焼却・資源化	クリーンセンター多摩川	(日 四1/07日本17	2, 030
びん		選別・破砕・ 資源化	府中市リサイクル	売却	2, 522
かん		選別・圧縮・ 資源化	プ゚ラザ	764	2, 022
ペットボトル		選別・圧縮・ 資源化	府中市リサイクル プラザ	売却	907
家庭廃食用油		資源化	売却		7
使用済みはがき		資源化	売却		2
有害ごみ		資源化	委託		86
雑誌・杂	性がみ	資源化	売却		3, 818
段ボーバ	レ	資源化	売却		1, 708
古布・吉	占着	資源化	売却		1, 020
せん定し	_ン た枝葉	資源化	委託		48
落ち葉・下草		焼却・	焼却処理:	東京たま広域資 源循環組合	燃やすご みに含ま
おむつ 新聞 危険ごみ ※充電式電池を取り外 せない小型家電含む		エコセメント化	クリーンセンター多摩川	残さ:エコセメント化	れる
		資源化	売却		751
		資源化	委託		81
紙パック	<u></u> ウ	資源化	売却		52
容器包装プラスチック 選別・圧縮・ 資源化		府中市リサイクル プラザ	委託	4, 044	
※分別	区分の詳細	は別紙参照		合計	49, 840

		今後	(令和8年度)		
八田	le A	4π τ⊞ + ->+-	処理施設等		処理実績
分別区分		処理方法	一次処理	二次処理	(t)
燃やすご	み	焼却・ エコセメント化	クリーンセンター多摩川	東京たま広域資	29, 008
燃やさな	いごみ	破砕・選別後 焼却・資源化	府中市リサイクル プ [°] ラサ [*]	源循環組合 残さ:エコセメント化	3, 292
粗大ごみ	可燃性	焼却・ エコセメント化	/ /ワッ 焼却処理 : /ワリーンセンター多摩川	資源物:資源化 (有価物売却)	2, 072
ごみ	不燃性	破砕・選別後 焼却・資源化	/ / / ⁻ / (/ / / 一夕)手/川 	(有1四初分447)	2,012
びん		選別・破砕・ 資源化	府中市リサイクル	売却	2 401
かん		選別・圧縮・ 資源化	プ゚ ラザ	96.Ah	2, 491
ペットボトル		選別・圧縮・ 資源化	府中市リサイクル プラザ	売却	896
家庭廃食用油		資源化	売却		7
使用済みはがき 有害ごみ 雑誌・雑がみ 段ボール		資源化	売却		2
		資源化	委託		85
		資源化	売却		3, 772
		資源化	売却		1,687
古布・古	着	資源化	売却		1,008
せん定し	た枝葉	資源化	委託		47
落ち葉・下草 おむつ 新聞 危険ごみ ※充電式電池を取り外 せない小型家電含む		焼却・	焼却処理:	東京たま広域資 源循環組合	燃やすご みに含ま
		エコセメント化	クリーンセンター多摩川	残さ:エコセメント化	れる
		資源化	売却		742
		資源化	委託		80
紙パック		資源化	売却		51
容器包装	プ。ラスチック	選別・圧縮・ 資源化	府中市リサイクル プラサ゛	委託	3, 996
				合計	49, 236

表 3-4 国立市家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(令和元年度)					
分別区分		処理方法	処理が	 也設等	処理実績 (t)
			一次処理	二次処理	(0)
可燃ごみ		焼却・ エコセメント化	クリーンセンター多摩川	東京たま広域資	9, 786
不燃ごみ		破砕・選別後 焼却・資源化	国立市環境センター	源循環組合 残さ:エコセメント化	589
粗大ごみ	可燃性	破砕・焼却・ エコセメント化	焼却処理:	資源物:資源化	201
ごみ	不燃性	破砕・選別後 焼却・資源化	クリーンセンター多摩川	(有価物売却)	691
容器包装	プ。ラスチック	選別・圧縮・ 資源化	国立市環境センター	委託	1, 097
小型家電製品		選別・破砕・ 資源化	国立市環境センター	売却	102
有害ごみ		選別・資源化	国立市環境センター	委託	27
危険物		選別・破砕・ 資源化	国立市環境センター	委託	105
紙類 (新聞紙、段 ボール、本・雑誌、 紙パック、雑がみ) 古布、古着		資源化	売却		2, 547
びん		選別・破砕・ 資源化	国立市環境センター	売却	827
かん		選別・圧縮・ 資源化	国立市環境センター	売却	821
ペットボトル		選別・圧縮・ 資源化	国立市環境センター	売却	242
せん定枝		資源化	委託		25
※分別区	区分の詳細	旧は別紙参照		合計	16, 038

			今後	(令和8年度)		
	分別	区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
				一次処理	二次処理	(0)
	可燃ごみ		焼却・ エコセメント化	クリーンセンター多摩川	東京たま広域資	8, 981
	不燃ごみ		破砕・選別後 焼却・資源化	国立市環境センター	源循環組合 残さ:エコセメント化	497
	粗大ごみ	可燃性	破砕・焼却・ エコセメント化	焼却処理:	資源物:資源化 (有価物売却)	573
	み	不燃性	破砕・選別後 焼却・資源化	クリーンセンター多摩川		
	容器包装プラスチック 小型家電製品		選別・圧縮・ 資源化	国立市環境センター	委託	1, 196
			選別・破砕・ 資源化	国立市環境センター	売却	111
	有害ごみ		選別・資源化	国立市環境センター	委託	19
	危険物 紙類(新聞紙、段 ボール、本・雑誌、 紙パック、雑がみ) 古布、古着		選別・破砕・ 資源化	国立市環境センター	委託	89
			資源化	売却		2, 777
	びん		選別・破砕・ 資源化	国立市環境センター	売却	901
	かん		選別・圧縮・ 資源化	国立市環境センター	売却	901
	ペットボトル		選別・圧縮・ 資源化	国立市環境センター	売却	264
	せん定枝		資源化	委託		27
					合計	15, 435

構成4市合計 102,107

構成4市合計

101,066

(3) 処理施設等の整備

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行います。

表 4 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事 業 名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 クリーンセンター多摩川	基幹的設備改良事業	150t/日×3 炉	東京都稲城市 大丸 1528 番地	R5∼R7	_

(整備理由)

事業番号1 施設長寿命化総合計画に基づく施設の延命化及びエネルギーの効率化を図る。

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表5のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行います。

表 5 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事 業 名	事業内容	事業期間
1	多摩川衛生組合清掃工場及びし尿処理施設に 係る長寿命化総合計画策定事業	施設長寿命化総合 計画書策定	R3

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 再生利用品の需要拡大事業 (事業番号 41)

現在、焼却残さは、循環組合にて全量エコセメント化を行っています。今後も本事業を安定的に実施するために、引き続き公共事業等へのエコセメントの利用促進を図っていきます。

イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発 (事業番号 42)

①稲城市

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再 商品化がなされるよう普及啓発を行っています。

使用済小型家電のリサイクルについては、市内各公共施設等に設置している 回収ボックスでの拠点回収のほか、認定事業者との協定に基づく宅配便を活用 した回収サービス等の利用を促していきます。

② 狛江市

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう販売店などと協力して普及啓発を行っています。

使用済み小型家電については、平成25年度からイベント・窓口実験回収を実施し、平成26年度からは、粗大ごみからのピックアップ回収を実施しています。 また、認定事業者との協定を締結し、宅配便を活用した使用済み小型家電の回収サービス等の利用を促していきます。

③府中市

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行っています。また、認定事業者との協定に基づく宅配便を活用した使用済み小型家電の回収サービス等の利用を促すとともにイベント時における回収も行っていきます。

④国立市

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく適切な回収及び 再商品化がなされるよう関連団体や小売店などと協力して普及啓発に取り組み ます。また、使用済み小型家電については、認定事業者との協定に基づく宅配 便を活用した回収サービス等を構築し、地域住民の利用を促していきます。

ウ 不法投棄対策(事業番号 43)

①稲城市

特に不法投棄が多い地域については、周辺住民自治会及び警察等の関係団体と連携し、監視体制を強化します。また、市内のタクシー事業者や郵便局等と連携協定を結び、車両に「不法投棄監視中」のステッカーを貼付していただくなどの協力を得ながら不法投棄の防止に取り組みます。

更にごみ排出ルールの徹底とマナーの向上などを広報誌、ホームページ及び ごみ・リサイクルカレンダーなどを通じて呼びかけるとともに、不法投棄の発 生状況などの情報発信を行い、不法投棄に対する関心を地域全体で高め、不法 投棄やポイ捨てを許さない地域社会を構築します。

② 狛江市

市民、自治会及び警察等と連携し、監視体制を強化することで、不法投棄や持ち去り行為を許さない地域社会の構築を図ります。

③府中市

特に不法投棄が多い地域については地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。

また、ごみ排出ルールの徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、 不法投棄の発生状況などの情報発信を行い、不法投棄に対する関心を地域全体 で高めていく取り組みを進めます。

4国立市

地域や警察と連携して監視体制を強化し、不法投棄やポイ捨てを許さない地域社会を構築します。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項 (事業番号 44)

①稲城市

令和元年度に本市の災害廃棄物処理計画を策定しました。

今後は、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制の構築を検討します。

②狛江市

平成30年度に本市の災害廃棄物処理計画を策定しました。

令和元年東日本台風を踏まえた災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るとともに、構成市及び組合間における連携体制の検討を進めます。

③府中市

令和元年度に本市の災害廃棄物処理計画を策定しました。

今後は、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域 内及び周辺地域との連携体制の構築に向けて検討を行います。

④国立市

今後は、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域 内及び周辺地域との連携体制を構築します。また、災害廃棄物処理計画につい ては、令和3年度を目途に策定します。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

構成市及び組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて構成市、組合、東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。

循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

添付資料1 对象地域図

添付資料2 目標の設定に関するグラフ

添付資料 3 分別区分説明資料 (添付資料 3-1 から添付資料 3-4)

添付資料4 現有施設の概要

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

添付資料 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

添付資料6 地域内の施設の現況と予定(位置図)

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

その他参考資料

参考資料様式2 施設概要(エネルギー回収施設系)

参考資料様式8 計画支援概要

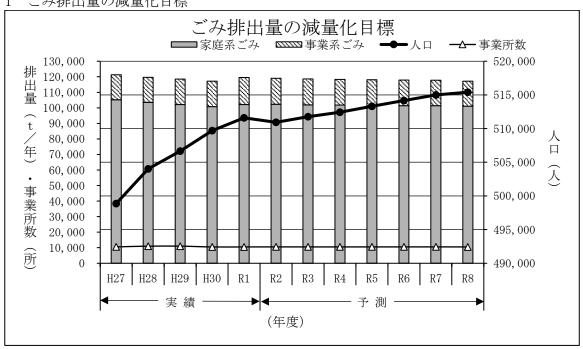
参考資料 稲城市ハザードマップ (風水害・土砂災害用)

添付資料1 対象地域図

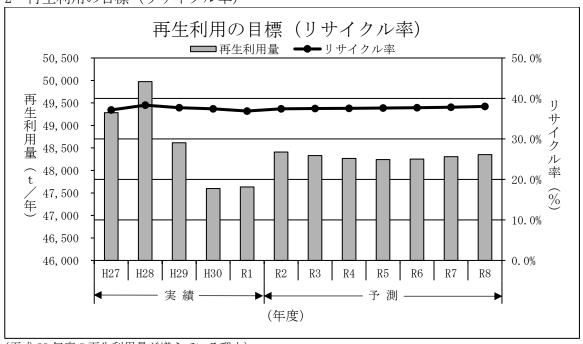


添付資料2 目標の設定に関するグラフ

1 ごみ排出量の減量化目標



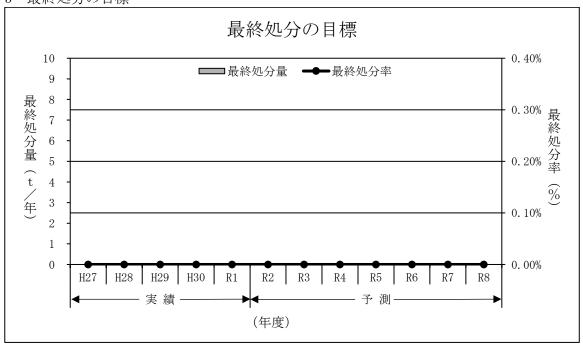
2 再生利用の目標(リサイクル率)



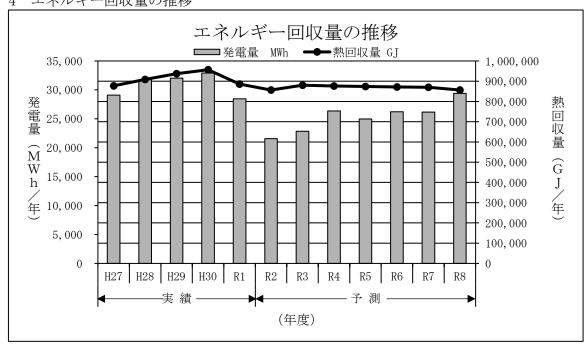
(平成28年度の再生利用量が増えている理由)

平成28年7月に灰溶融処理施設を休止し、焼却主灰の処理をエコセメント化に変更したことから、平成28年度は、焼却主灰、焼却灰混入鉄のほか、溶融スラグ及び溶融メタルの再生利用量が計上されているため、再生利用量及びリサイクル率が増えています。

3 最終処分の目標



4 エネルギー回収量の推移



添付資料3 分別区分説明資料

■カラス対策をお願いします。

フタ付容器(ポリバケツ)・

カラス対策用ネットなど。

収集日当日に出す。

(添付資料 3-1) 稲城市・分別区分一覧

	週2回	Combustibles Non- Combustibles Glass bottles	可燃物	가연 불연	指定収集袋で(落ち葉・剪定 枝は2袋又は2束まで無料) 指定収集袋で	一戸建ての住宅・・・自宅前 集合住宅・・・指定のごみ集積所		
	月2回		不可燃物	불연	指定収集袋で	集合住宅…指定のごみ集積所		
		Glace hattles				i		
	週1回	wasa sotties	瓶子	병	中身を空にして水洗いする (ベットボトルはキャップ・ラベル	資源回収ステーション		
	19 1 6	Cans and PET bottles	罐·塑料瓶	깡통·P/T병	をはがして、必ずつぶす)	AWGWA) Jaj		
	E 2 G	Old paper	(株47、株本)	12A1.110	それぞれ分類して束ねる (小さな紙類は紙袋に入れて)			
	HZU	and cloth	版纸"版物	5084.50X	洗濯して透明・半透明の袋で	- 一戸建ての住宅…自宅前 集合住宅…指定のごみ集積所		
7					箱・包装紙をはがして	※充電式電池を取り外せないの型電子機器は回収ポックスに も入れることができます。		
		月2回	月2回 Old paper and cloth	月 2 回 Old paper g纸·废布	月 2 回 Old paper 화종이·현옷	月2回 Old paper and cloth		

○ それ以外の品目 収集回数 出す場所 X 分 出し方 小型電子機器 回収ポックス(設置箇所は 個人情報は消去して P22「公共施設の回収場所-インクカートリッジ 箱・袋から出して 覧」参照) 回収ポックス(設置箇所は P22「公共施設の回収場所一 覧」参照) 併せて、スーパー等の店頭回 供もご利用下さい。ご自宅で 出す場合は可燃ごみで 発泡トレイ 2. S 随時 洗って乾かす ※弁当・カップラーメン・納豆の容器などは× 発泡スチロール China B 細かく砕いて、袋に入れて 牛乳パック 洗って乾かしたあと、切り開いて 週1回 (予約制) 一戸建ての住宅…自宅前 集合住宅…指定のごみ集積所 粗大ごみ 50cm以上 5kg以上 受付収集センターに電話予約し、粗大ごみ処理券を購入・貼付 ※市で収集できないごみ… 家電 5 品目、パソコン、自動車部品など (処理は販売店や業者に依頼してください) 粗大ごみ受付収集センター 20042-370-5505(P20参照) ごみを出すときのお願い ■収集日当日の朝8時までに指定の場所へ出して下さい。 ■稲城市指定収集袋で出して下さい。 ■台風・大雨・強風などの場合、 出されたごみが飛んでしまう可能性が あるため、収集日当日に出して いただきますようお願い致します。 燃えるま ■びん・缶・ペットボトルの回収は 燃えないる

■ルール違反のごみなど収集できない場合は、袋に警告シールを貼付しますのでシールの内容に従って正しく出し直して下さい。

台風・大雨・積雪など、悪天候時に 回収作業を中止にする場合があります。 中止の場合は、稲城市メール配信サービスや 市ホームページなどでお知らせしますので、

■ペットボトルはカゴから溢れて飛ばないよう、

次の収集日に出してください。

必ずつぶして出してください。



ごみの分け方と出し方

収集日当日の 朝8時まで に道路に面した敷地内(集合住宅の場合、決められたごみ集積所)に出してください。



収集日当日の 朝8時まで に道路に面した敷地内(集合住宅の場合、決められたごみ集積所)に出してください。



落ち葉・下草・無料

収集日当日の 朝8時まで に道路に面した敷地内(集合住宅の場合、決められたごみ集積所)に出してください。



燃やせないごみ (不燃ごみ)・有料

収集日当日の朝8時までに道路に面した敷地内(集合住宅の場合、決められたごみ集積所)に出してください。







- ●プラスチック製品(大きさが15cm以上50cm未満の物・金属を含むもの) バケツ・プランター・ポリタンク(202以下)等
- ●ゴム製品(大きさが15cm以上50cm未満の物・金属を含むもの) ゴム長ぐつ・靴 (大人用)等
- 皮革製品 (大きさが15cm以上50cm未満の物・金属を含むもの) 革かばん・ビニール製バッグ・靴(大人用)等
- 小型電気製品 (50cm未満の物) 小型炊飯器・ポット・トースター等
- ●その他 電球・LED電球・オイル缶・塗料缶・アルミ容器 アルミホイル・カミソリ等
 - ※傘は大袋(400)に9本まで入れて出してください。 折らずに他の不然ごみと一緒に入れられます。
 - *ガラス製品・陶磁器はピン類で出してください。 (コップ・皿・湯飲み・茶碗)
 - ※充電式電池を取り外せない小型家電(50cm未満) 有書ごみで出してください。 (小型充電式電池・電動値ブラシ・充電式シェーバー・スマートフォン・モバイルバッデリー等)





- ●不燃ごみ専用の指定収集袋に はみ出さないように入れ、口を しばって出してください。
- ※1回5袋まで出せます。6袋以上 出された場合は収集しません。

注意点とお願い

- ●50cm未満でも、5kg以上あるものは、粗大ごみになり ます。(電子レンジ等)
- 割れたガラス・電球・カミソリ等を出す場合は、収集に 危険が伴いますので、紙や布などに包み、中身が分かる よう指定収集袋の外側に表示をして出してください。



- 燃やせないごみは収集後、細かく破砕し、金属等を抜き取ってから 焼却します。
 - そのため大きいプラスチックや金属の入っているものは、燃やせない ごみとして収集しています。
- ●スプレー缶・ライター・スマートフォンやモバイルバッテリー等は、 火災事故の原因となります。燃やせないごみの中には入れないで、 発火物や有害ごみとして出してください。

有害ごみ・無料

収集日当日の 朝8時まで に道路に面した敷地内(集合住宅の場合、決められたごみ集積所)に出してください。

- 蛍光管(割れたものも含む)
- 電球形蛍光管(割れたものも含む)
- 乾電池
- 小型充電式電池(電池本体をテープで絶縁する)
- 充電式電池を取り外せない小型家電(50cm未満) 小型充電式電池・電動館プラシ・充電式シェーバー・ ・電子たばこ等 スマートフォン・モバイルバッテリー











蛍光管 短期防止のため、購入したときの箱に入れて(箱がない場合 は袋に入れて)、「蛍光管」と表示して出してください。割れて しまった蛍光管は、中身が見える袋に入れて「割れた蛍光管」 と表示して出してください。

● 乾電池

- 中身が見える袋に入れて「乾電池」と表示して出してください。
- 小型充電式電池・充電式電池を取り外せない小型家電(50cm未満) 中身が見える袋に入れて、品物の種類を表示して出してください。 (小型充電式電池のみを出す場合は、テープで絶縁してください。)
- その他水銀を含んだもの
- 中身が見える袋に入れて、品物の種類を表示して出してください。

※リサイクルしますので、燃やせないごみの中に入れないでください。

発火物・無料

収集日当日の 朝8時まで に道路に面した敷地内(集合住宅の場合、決められたごみ集積所)に出してください。

- ●高圧ガスを使用した可燃性の製品 ガスボンベ
- 卓上用ガスボンベ・アウトドア用ガスボンベ等
- ●スプレー缶類 殺虫剤・整髪用・デオドラント・ペイント・ その他可燃性ガスを使用したスプレー缶等











- 中身を空にして、ピンと一緒にコンテナに入れて出して ください。
- 穴をあける必要はありません。
- ●袋に入れず、そのまま出してください。
- ※火災事故の原因となります。 燃やせるごみ・燃やせないごみの中に

入れないでください。 発火物として出してください。





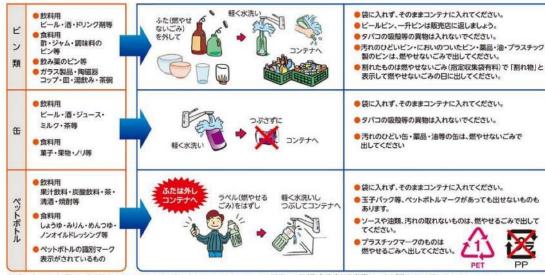
資源物の分け方と出し方

資源物·無料

(さびていても収集します)

収集日当日の<mark>朝8時まで</mark>(「道路に面した敷地内(集合住宅の場合、決められたごみ集積所) に出してください。 コンテナの中には収集日に該当するものだけを入れて出してください。 ※資源物集団回収の収集日は異なります。また、集団回収を実施している場合は、そちらをご利用ください。

資源物の分け方(主なもの) 注意点とお願い ●新聞 ●種類ごとに、ひもで十文字にしばって出してください。 ●紙以外の物は、できるだけ取り除き、燃やせるごみに出してください。 (粘着テープ・プラスチック・フィルム・セロハン・布製品等 金属クリップ(燃やせないごみ)等 ダンボール ●牛乳パック 古 資源にならない紙(燃やせるごみで出してください) ●その他紙(雑紙) ティッシュペーパー・ビニールコート紙・油紙・原熱紙・写真・ ワックス加工紙(紙コップ等)・防水加工紙・感熱発泡紙・裏カーボン紙・ 雑誌・包装紙・菓子箱・ 名利・雑紙・メモ用紙・はし接等 小さな新額 ●無子和等 ノーカーボン紙・昇華転写紙(捺染紙・アイロンプリント紙等) ポスター・カレンダー・ 紙 最に入れ 書籍・カタログ等 まとめるのに、ポリ袋、ガムテープを使用しないでください。 ●種類ごとに別々の車で収集しますので、収集時間が異なります。 ●家庭のシュレッダー紙 ●衣類全般 雨の日は出さないようご協力ください。雨に濡れるとリサイクル ●ひもで十文字にしばるか、透明の袋に入れて出して 上着·下着·靴下等 できなくなる場合があります ください。(450袋まで) (出される場合は透明の袋に入れてください。) 人が身につけるもの ●ボタンやジッパー等を取り除かないで ●以下の物は、古布ではありません。 タオル・カーテン等 布 出してください。 布団類等・わた入り製品・キルティング製品・アコーディオンカーテン・ ●革製衣類 (衣類) ブラインド・ロールスクリーン・敷物・掛物・足ふきマット等 ●シーツ・毛布・タオルケット等 わた入り以外の生地状のもの ※50cm以下に切ったものは燃やせるごみに出すことができます。 ●一辺の長さが50cmまたは重さが5kgを超える大きさの物は 金属部分がおおむね ペットボトルと一緒にコンテナに入れて出してください。 金 90%以上の製品 粗大ごみです。 包丁・やかん・なべ・ 鉛はビニール袋に入れて「鉛」と表示して出してください。 包丁類は収集に危険が伴いますので、紙や布等に包み、 フライパン・フォーク・ 中身が分かるような表示をしてください。 ●カセットコンロのガスボンベは取りはずして発火物で出してください。 属 スプーン等



●ビン・缶・ペットボトル・金属を入れるコンテナは、ビン・缶リサイクルセンターで1世帯に1個(集合住宅は3世帯につき1個)無料で貸し出しをしています。

-	店舗名	所在地	店舗名	折 在 地	店師名
右記の商店や酒販店、スーパー、	オーケーストア紀江店	和泉本町 4-11-2	Yショップひのでや	元和泉 1-14-19	京王ストア駒井店
コンビニエンスストアなどの	オーケーストア約江中和泉店	中和泉 2-15-1	三和独立者	東和泉 1-29-20	龍屋 秋元商店
回収協力店でもペットボトルの	本橋造店	中和泉 3-15-10	谷津田酒店	3625 1-1-1	いなげや狛江東野川店
回収をしています。	松坂屋酒店	中和泉 5-6-20	小川瀬店	猪方 1-15-2	あめや酒店
EARED CO. S. 9.	オダキューOX独江店	元和泉 1-2-1	玉川駿酒店	猪方 3-25-31	
					※会和元年12月现在。

※令和元年12月現在。最新版は市ホームページをご覧ください。

駒井町 3-34-3 東野川 3-1-6 西野川 1-16-8

植木せん定枝・予約制・無料

受付: 清掃課 (狛江市ピン・缶リサイクルセンター内) 電話: 03-3488-5300 予約受付時間 (土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30~17:00

対象となるもの・お知らせ

- ●長さおおむね1m未満、太さ10cm未満 の枝(幹)が対象になります。
- ●せん定枝と竹は混ぜないでください。
- ●せん定枝はリサイクル 収集した枝はチップ化し、ビン・缶リサ イクルセンターに置いてありますので、 ご利用の方は袋を持って取りに来てく ださい(無料)。(土・日・祝日・年末年始は除く) ガーデニングや野菜を作るときの土づ くりにご利用ください。

- ●事前に電話または清掃課窓口で申し込んでください。
- ●毎週火・金曜日収集(祝日と重なる場合は変更があります。)
- 当日の朝8時まで に出してください。
- 少量でも収集しますが、一束ごとにひもでしばって出してください。
- 東の大きさは、30cm程度でお願いします。
- ●ひもでしばれない小さな枝葉は袋にいれて、袋に「植木」 と表示して、出してください。
- ●袋の大きさは450程度のものに入れてください。
- 燃やせるごみの収集日と重なる地域は位置を変えて 別々に出してください。

注意点とお願い

- ●造園業者がせん定したものは収集しませんので、 浩園業者に処理を依頼してください。
- ●燃やせるごみの日に出されても収集しませんので ご注意ください。
- ●収集しないもの
 - シュロ (可燃ごみ)・掃き集めたりして、異物 (砂・草等) が混入したもの。
 - ※可燃ごみの収集日に任意の袋に落葉、下草と 表示して3袋まで出すことができます。

 - ・根 (土にうまっている部分) ・長さが1m以上、太さが10cm以上の枝(幹) は収集できません。

使用済小型家電回収ボックス設置場所一覧

- ●下記の施設に使用済小型家電の回収ボックスの設置をしています。無料で携帯 電話やスマートフォン、充電式電池等の回収を行っています。
- ●各施設の開館時間内にご利用下さい。
- 使用済小型家電回収ボックス設置場所一覧

施股名	所在地	施設名	所在地				
狛江市役所	和泉本町1-1-5	西河原公民館	元和泉2-35-1				
中央公民館	和泉本町1-1-5	狛江市社会福祉協議会	元和泉2-35-1				
岩戸地域センター	岩戸南2-2-5	こまえ苑(狛江福祉会)	岩戸南4-17-17				
上和泉地域センター	和泉本町4-7-51	狛江シルバー人材センター	猪方4-13-1				
野川地域センター	西野川1-6-9	独江市文化振興事業団(エコルマホール)	元和泉1-2-1				
南部地域センター	猪方4-11-1						



●注意事項●

- ・回収ボックスに投入可能 (15cm×30cm未満)な 小型家電が対象になります。
- 携帯電話等の個人情報は 必ず消去してください。
- ・付属品(リモコン・ACアダ プター・充電器・ケーブル・ 乾電池・蛍光灯等)の回収 はできません。

粗大ごみの出し方

粗大ごみ・予約制・有料

受付: 清掃課 (狛江市ビン・缶リサイクルセンター内) 電話: 03-3488-5300 予約受付時間 (土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30~17:00 ファクシミリ: 03-5497-7366 ホームページから専用の申込用紙をダウンロードしてください。

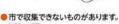
主なもの

●一辺の長さが50cmを超える大きさの物です。 一辺の長さが50cm未満でも、5kg以上のもの は粗大ごみの扱いになります。(電子レンジ等)









申し込み方法

- ●事前に電話・ファクシミリまたは清掃課窓口で 申し込みください。
- ●申し込みには
- 粗大ごみの品名・数量・大きさ・住所・氏名・ 電話番号をお知らせください。
- 市からは
- 収集日・手数料(粗大ごみシールの枚数・種類) をお答えします。
- ●粗大ごみ(例:照明器具等)に付いている蛍光管・ 乾電池は、取りはずして有害ごみで出してくだ さい。

粗大ごみシールの購入と出し方

- ●粗大ごみシールは、取扱店 (p25) で購入してくだ さい。
- 収集日の朝8時30分までに品目ごとに粗大ごみ シールを貼って、道路に面した敷地内 (集合住宅 の場合、決められたごみ集積所) に出してくださ い。16時頃までには収集します。
- ●相大ごみシールには氏名・収集日を油性ペンで 明記し、目立つところに貼ってください。
- ●手数料が免除される場合 (p24) は、①市役所 連絡済 ②収集日 ③氏名 を書いた紙を貼って ください。

粗大ごみシールの種類 (下記の3種類です。必要な手数料分を貼ってください。)

●300円(緑)



●500円(青)



●1,000円(赤)



注意点とお願い

- 1回に申し込める点数は10点までです。
- ●申し込みから収集までに10日~2週間程度かかります。
- 申し込み後に変更(追加・取消)がある場合は、収集日 前日(土・日・祝日を除く)の17時までにご連絡ください。
- ●立会いの必要はありません。
- ●一度収集したら30日あけてください。
- ビン・缶リサイクルセンターへの持込みはできません。
- ●事業者等からの申し込みはお受けできません。
- シールをはがすと再使用できません。



収集回数:週に2回

主な品目:生ごみ、割りばしなどの木製品、ティッシュ、レシート (感熱紙)、 汚れた紙、汚れが落ちない容器包装ブラスチックなど





20

有料 燃やさないごみ

収集回数:2週に1回





M 袋 (20 リットル)

L袋(40リットル)

市指定の有料袋 (燃やさないごみ用) 400円

800円

40 円

80 円



容器包装プラスチック 選

収集回数:週に1回



●商品を包んでいる包装類または商品が入っている容器類でブラスチック製のもの●ビニール袋 ●こん包用の発泡スチロール (大きな発泡スチロールは、砕いて袋に入れてください)

强府中市

100

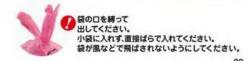
市指定の有料袋 (容器包装プラスチック用)



ピンク色の有料袋で出してください。

大きさ	販売価格 (10 袋1 組)	1袋あたりの価格
SS 袋 (5 リットル)	50円	5円
S袋(10リットル)	100円	10円
M 袋 (20 リットル)	200円	20円
L袋(40リットル)	400円	40円





· 小型充電式電池)

収集回数:4週に1回

品目: ライター、スプレー缶などガスが含まれるもの、小型充電式電池、充電式の小型家電 (30㎝未満のもの) など

ライター・スプレー缶・充電式電池などの危険ごみが、他のごみに混入し発火することで、収集車両やごみ処理施設の 火災の原因になることから、分別排出の徹底をお願いします。 充電式電池は、絶縁してリサイクル協力店にお持ちになるか、危険ごみとして出してください。

また、充電式電池が取り外せない小型家電は、危険ごみで出してください。



ライター、スプレー缶 -缶は穴を開けずに出してください。 スプレ



中身を使い切って出してください。 中身が使い切れない場合は 「中身あり」と表示してください。



小型充電式電池





充電式の小型家電(30cm未満のもの)











直接搬入を希望される方

所有者本人が持ち込んでください。
 発針医等で本人確認をします。
 ・ 荷降ろしと指定場所までの運搬は、持ち込み者に行なっていただをます。
 ・ 1世番系との日伝:10点まで締ち込むことができます。

ただきます。 8たり1日に10点まで持ち込むことができます。

2シールの購入

③ 収集日に排出

「受付器号」「収集日」を記入した相大ごみシールを貼って、収集日当日の年前9時30分までに排出します。 第 責合性宅の場合は、業務場所もしくは建物入り口付近に出してください。



午前9時~午後4時

午前8時30分~午後6時

主なもの 年ごみ





添付資料4 現有施設の概要

事業主体	区 分	施設概要						
	工場名称	多摩川衛生組合清掃工場 (クリーンセンター多摩川)						
	施設名	ごみ焼却処理施設						
	所在地	東京都稲城市大丸1528番地						
	竣工年月	平成10年3月						
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉						
	処理能力	450 t /日(150 t /日×3炉)						
	排ガス冷却方式	廃熱ボイラー方式 (蒸発量最大26.1 t /h×3基)						
	排ガス処理方式	バグフィルタシステム (減温塔+ろ過式集じん機) 、触媒脱硝装置						
	発電方式	蒸気タービン方式(最大4,600kW)→(令和3年度に最大6,000kWに復旧予定)						
多摩川衛生組合	余熱利用	場内給湯・冷暖房、稲城市立病院等の場外施設への高温水(約130℃)の供給						
	施設名	不燃・粗大ごみ処理施設						
	処理方式	圧縮破砕・選別(破砕機:回転衝撃式)						
	処理能力	50 t /5 h (目)						
	選別種類	不燃ごみ系統:鉄類、アルミ、危険物 粗大ごみ系統:鉄類、アルミ、可燃物、不燃不適物						
	施設名	し尿処理施設						
	竣工年月	平成14年3月						
	処理方式	好気性生物処理+希釈放流						
	処理能力	23. 4KL/日						
	し渣・汚泥処理方法	清掃工場にて焼却処理						

事業主体	区 分	施設概要
	施設名	狛江市ビン・缶リサイクルセンター
	所在地	東京都狛江市岩戸北1丁目1番11号
狛江市	竣工年月	平成6年10月
	処理方式	選別・圧縮梱包
	処理能力	かん:4.9 t /5 h (日) ペットボトル:350kg/5 h (日)
	施設名	府中市リサイクルプラザ
	所在地	東京都府中市四谷6丁目58番地
	竣工年月	選別棟:平成7年3月 資源棟:平成18年3月 管理棟:平成9年6月
府中市	処理方式 処理能力	(選別棟) 不燃物:選別・資源化 容ブラ:選別・圧縮・梱包・資源化 (資源棟) 容ブラ:選別・圧縮・梱包・資源化 不燃物:選別・資源化 粗大ごみ:選別・破砕・資源化 でん:選別・破砕・資源化 びん:選別・破砕・資源化 かん:選別・破砕・資源化 かん:選別・破砕・資源化 (管理棟) ふとん:選別・破砕・保管 ペットボトル:選別・破砕・資源化 (選別棟) 60.0 t /5 h (日) (資源棟) 57.4 t /5 h (日)
	施設名	国立市環境センター
	所在地	東京都国立市谷保3643番地
	竣工年月	平成元年1月
国立市	処理方式	選別・圧縮・梱包・破砕
	処理能力	30 t /5 h (日) (容プラ系統、不燃・粗大ごみ系統、びん・かん・ペットボトル系統)

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	稲城市・狛江市・府中市・国立市地域	(2)地域内人口	511,584	人	(3)地域面積	6 1 . 9 4 km²		
(4) 構成市町村等名	稲城市、狛江市、府中市、国立市	、多摩川衛生組合	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他				
(6)構成市町村に一部事務組合 等が含まれる場合、当該組合 の状況	組合を構成する市町村:稲城市、	狛江市、府中市、国立市		設立年月日	:昭和38年9月7日			

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

				過去の状況・	・現状(排出量に対す	る割合)		目 標
指標・単位			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和8年度
排出量	事業系 総排出量(ト 1事業所当たりの排 家庭系 総排出量(ト 1人当たりの排出量 合 計 事業系家庭系	出量(トン/事業所) ・ン) ·(kg/人)	16, 118 1. 27 105, 196 151. 0 121, 314	16, 125 1. 21 103, 536 146. 3 119, 661	16, 381 1. 25 102, 083 143. 9 118, 464	16, 281 1. 31 100, 829 140. 2 117, 110	142. 1	16, 110 (R1 比-7. 7%) 1. 30 (R1 比-6. 5%) 101, 066 (R1 比-1. 0%) 138. 0 (R1 比-2. 9%) 117, 176 (R1 比-2. 0%)
再生利用量	直接資源化量(トン) 総資源化量(トン)		24, 823 (20. 5%) 49, 286 (37. 2%)	24, 278 (20. 3%) 49, 973 (38. 3%)	23, 831 (20. 1%) 48, 614 (37. 7%)	23, 642 (20. 2%) 47, 599 (37. 4%)	23, 615 (19. 8%) 47, 635 (36. 9%)	23, 892 (20. 4%) 48, 352 (38. 1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWh) (年間の熱利用量 GJ)	29, 081 876, 900	31, 757 909, 000	32, 017 937, 000	32, 922 956, 600	28, 444 885, 800	ŕ
		(平间の然外用車 切)	870, 900	909, 000	931,000	930, 000	000, 000	830, 700
減量化量	減量化量(中間処理	前後の差 トン)	83, 253 (68. 6%)	80, 370 (67. 2%)	80, 246 (67. 7%)	79, 517 (67. 9%)	81, 476 (68. 1%)	78, 716 (67. 2%)
最終処分量	埋立最終処分量(ト	ン)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

[※]別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(添付資料5)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1)現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	- クリーンセンター多摩川		全連続燃焼式ストーカ炉	150t/日×3炉	H10.4				
リサイクルセンター	/リーンピンター多摩川	多摩川衛生組合	圧縮破砕・選別	50t/5h	H10.4			浸水想定区域に該当しない。	不燃・粗大ごみ処理施設
し尿処理施設	多摩川衛生組合 し尿処理施設		好気性生物処理 ·希釈放流	23.4kL/日	H14.4				
リサイクルセンター	狛江市ピン・缶 リサイクルセンター	狛江市	選別・圧縮梱包	(街) 4.9t/5h (ペットポトル) 350kg/5h	H6.11			(浸水深0.5~3m)施設のシャッター前に土嚢等で積上げし浸水を防止する。周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は「多摩川衛生組合と構成市における一般廃棄物処理に係る支援協定書」に基づき、多摩川衛生組合へ処理を依頼する。	
				(選別棟) 60.0t/5h	H7.4			(浸水深0.5~3m)施設は、り災後も施設の稼働が 速やかに再開できるよう電気設備を2階以上に設 置している。また、現在、施設の建て替えに向け て準備を進めており、建物内への浸水を防ぐため	
リサイクルセンター	府中市 リサイクルプ [°] ラサ [*]	府中市	選別·圧縮梱包 ·破砕·資源化	・圧縮梱包 P・資源化 (資源棟) おころ、4t/5h H18.4 の止水扉等の設置や、現在と同様に、り災後も 施設の稼働が速やかに再開できるよう電気設備 等の主要機器を地上3メートル以上の高さに設		の止水扉等の設置や、現在と同様に、り災後も 施設の稼働が速やかに再開できるよう電気設備 等の主要機器を地上3メートル以上の高さに設 置するなどの対策を検討している。その他、周辺			
				(管理棟) 4.6t/5h	H9.7			道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は「多摩川衛生組合と構成市における一般廃棄物処理に係る支援協定書」に基づき、多摩川衛生組合へ処理を依頼する。	
リサイクルセンター	国立市環境センター	国立市	選別・圧縮梱包・破砕	30t/5h	H1.1			(浸水深0.5~3m) 現在施設の浸水防止対策について検討を進めている。なお、周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は「多摩川衛生組合と構成市における一般廃棄物処理に係る支援協定書」に基づき、多摩川衛生組合へ処理を依頼する。	

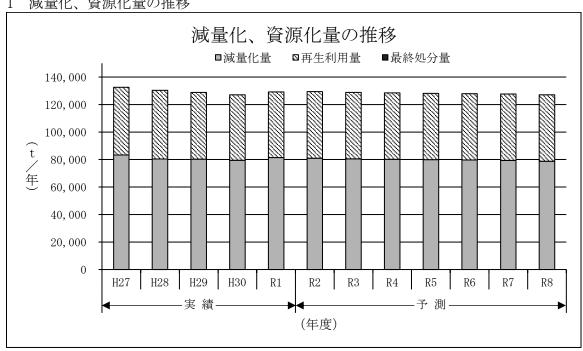
(2)更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再 商品化を実施 するための施 設整備事業	
ごみ焼却施設	クリーンセンター多摩川	多摩川衛生組合	全連続燃焼式ストーカ炉	150t/日×3炉	R8.3	施設性能を維持し、延 命化することによって既 存施設を有効に利用す るとともに、省エネ対策 の向上による CO_2 削減 を図るため。			浸水想定区域に該当し ない。	_	

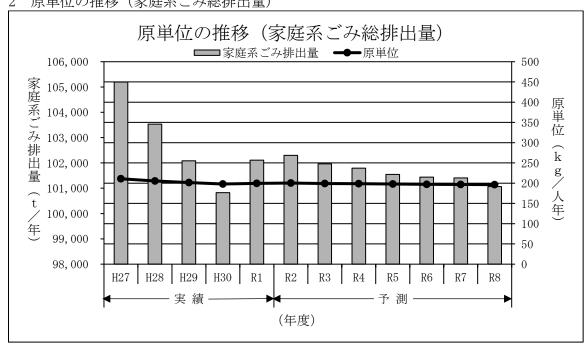
[※]計画地域内の施設の状況 (現況) を添付する。(添付資料6)

添付資料 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

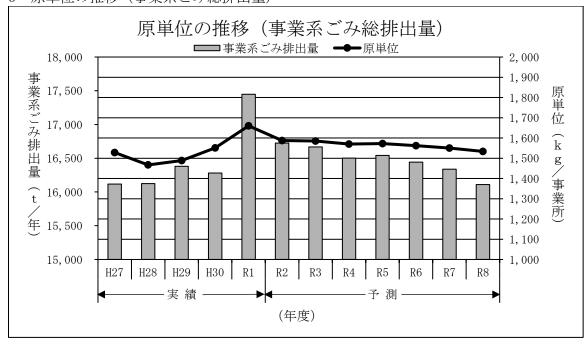
減量化、資源化量の推移



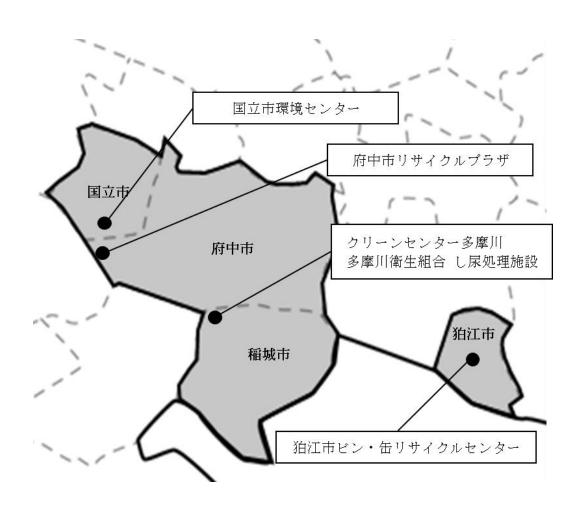
2 原単位の推移(家庭系ごみ総排出量)



3 原単位の推移 (事業系ごみ総排出量)



1 現況図



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

	事 業 種 別	事業	事業主体	規	模	事業 交付			総事業費(千円) 交付対象事業費(千円)											
	事業名称	番号	名称		単位	開始	終了		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度	令和 7年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	備考
O エ >	ネルギー回収施設等に関する事業							4, 293, 000	0	0	31,000	361, 000	3, 901, 000	3, 129, 000	0	0	31, 000	292, 000	2, 806, 000	
	基幹的設備改良事業	1	多摩川衛生組合	450	t/d	R5	R7	4, 293, 000	0	0	31,000	361, 000	3, 901, 000	3, 129, 000	0	0	31, 000	292, 000	2, 806, 000	
	乗物処理施設における長寿命化総合計画 支援事業	1	多摩川衛生組合			R3	R3	17, 000	17, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計							4, 310, 000	17, 000	0	31,000	361, 000	3, 901, 000	3, 129, 000	0	0	31,000	292, 000	2, 806, 000	

注) 多摩川衛生組合構成市: 稲城市、狛江市、府中市、国立市

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	多摩川衛生組合									
(2) 施設名称	多摩川衛生組合清掃工場(ごみ焼却施設)									
(3) 工期 ※ 1	令和5年度~令和7年度									
(4) 施設規模	処理能力 450t/日 (150t/日×3炉)									
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉									
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 9. 83%) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (利用率 17.74%) ・ 無									
(7) 地域計画内の役割 ※ 2	基幹的設備改良事業による施設の延命化、エネルギーの効率 化及び二酸化炭素排出量の削減(削減率3%以上)									
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有無									

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	
------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 事業計画額	4,293,000千円		
※ 1	うち、交付対象事業費 3,129,000 千円		

- ※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧 書きすること。
- ※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対 策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかに ついても記載すること。

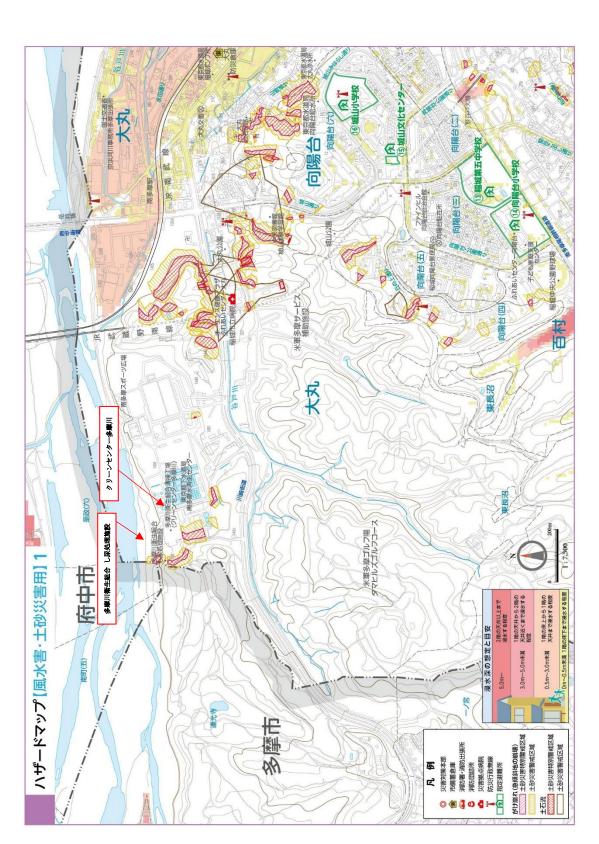
計画支援概要

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	多摩川衛生組合				
(2) 事業目的	施設長寿命化総合計画策定のため				
(3) 事業名称	多摩川衛生組合清掃工場及 びし尿処理施設に係る長寿 命化総合計画策定事業				
(4) 事業期間 ※1	令和3年度	令和 年度 令和 年度 (全体:令和 年度 令和 年度)	令和 年度 令和 年度 (全体:令和 年度 令和 年度)		
(5)事業概要	施設長寿命化総合計画策定				

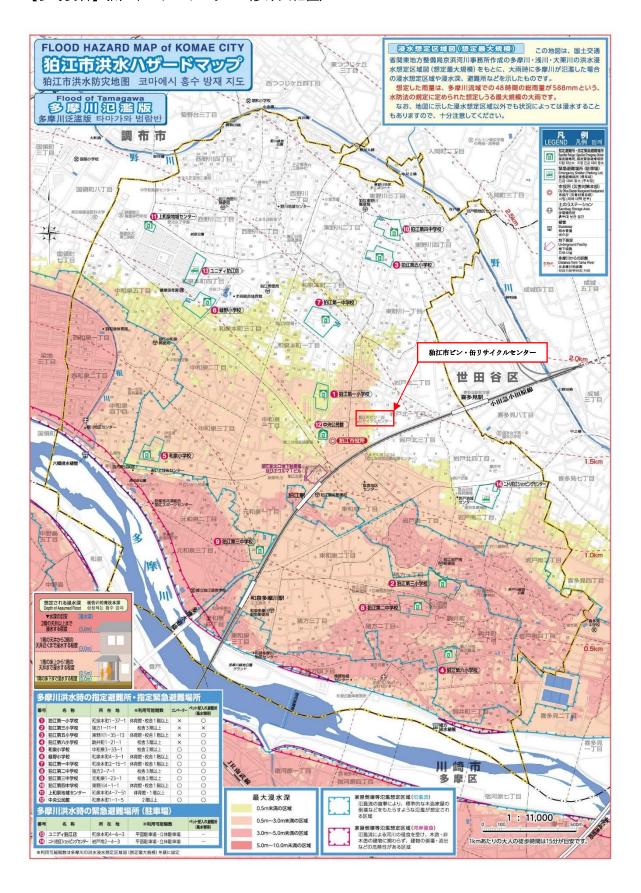
(6) 総事業計画額
※117,000千円
(全体:17,000千円)
うち、交付対象事業費
0円(全体:0円)千円(全体: 千円)
うち、交付対象事業費
千円(全体: 千円)千円(全体: 千円)
うち、交付対象事業費
千円(全体: 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

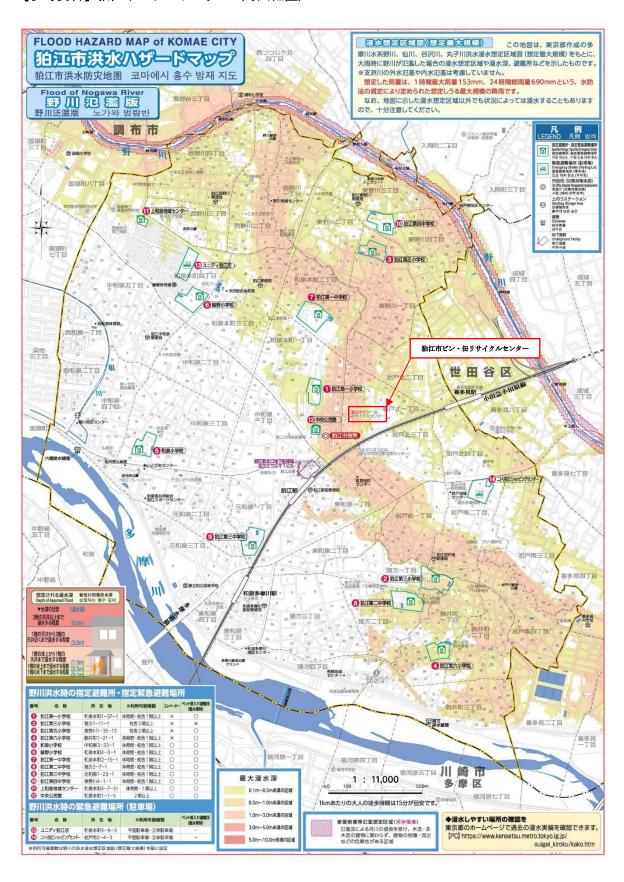


【参考資料】稲城市ハザードマップ(風水害・土砂災害用)

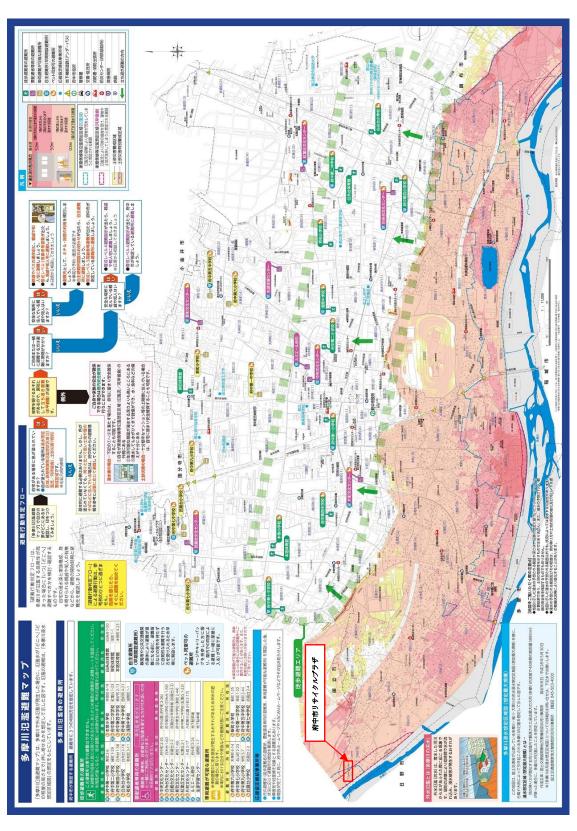
【参考資料】狛江市ハザードマップ(多摩川氾濫)



【参考資料】狛江市ハザードマップ(野川氾濫)



【参考資料】府中市ハザードマップ (多摩川氾濫)



国立市ハザードマップ(多摩川氾濫)

